

## [研究ノート] 南アフリカ人権委員会 : パリ原則のローカル化という視点からの考察

その他のタイトル	Note : South African Human Rights Commission : Analyzing of Localization of the Paris Principles
著者	木村 光豪
雑誌名	關西大學法學論集
巻	66
号	4
ページ	1019-1067
発行年	2016-11-24
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/10890">http://hdl.handle.net/10112/10890</a>

## 〔研究ノート〕

# 南アフリカ人権委員会

——パリ原則のローカル化という視点からの考察——

木 村 光 豪

### 目 次

はじめに

第1章 設立の背景と変遷

第2章 制度の概要と特徴

第3章 特徴的な活動そして成果と課題

おわりに

### はじめに

国内人権機関は一般的に、① 人権保障のため機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、② 憲法または法律を設置の根拠とし、③ 人権保障に関する法定された独自の権限をもち、④ いかなる外部勢力からも干渉されない独立性をもつ機関と位置づけられている<sup>1)</sup>。1970年代以降、国際人権条約に批准によりその遵守が義務づけられる国際人権基準に則した国内の人権の監視と促進を実現するために、先進国において国内人権機関が設立されていく。その設置に弾みをつけたのが、1991年に国連が主催した「人権の促進および保護のための国家機関に関する国際ワークショップ」であり、ここでの議論を基礎として1992年の人権委員会（決議1992/54）と1993年の国連総会（決議48/134）で採択された「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）である<sup>2)</sup>。1993年に開催された世界人権会議で採択されたウィーン宣言でも、パリ原則にそった国内人権機関の設置を要請する規定が導入された（第I部第36項<sup>3)</sup>）。パリ原則が採択されて以降、国内人権機関の設置が加速化していった<sup>4)</sup>。

アフリカにおいても、冷戦崩壊後の1990年代以降に国内人権機関の設置が急増してい

1) [山崎 2012] 3頁。

2) パリ原則については、[山崎 2012] に所収の日本語訳を参照。

3) ウィーン宣言については、[江橋監修 1996] に所収の日本語訳を参照。

4) [山崎 2012] 17-18頁。

く。その背景には、紛争・内戦や独裁・抑圧体制から民主主義体制への移行期において人権や社会正義の実現を含む民主的ガバナンスを確立していく必要性に迫られたことがある<sup>5)</sup>。現在までのところ、アフリカ大陸54カ国の中で42カ国が国内人権機関を設置している<sup>6)</sup>。本稿では、そうした植民地からの独立の時代に続く「第2の解放の時代」<sup>7)</sup>といわれる時期のアフリカにおいて、比較的早く設置された国内人権機関である南アフリカ人権委員会を考察の対象とする<sup>8)</sup>。

周知の通り、南アフリカはアパルトヘイトという少数者の白人によるその他の多数者である非白人に対する制度的・組織的な人種差別、大規模な人権侵害を経験してきた。1910年に南アフリカ連邦が結成されて以降、漸進的に人種を隔離する法令が整備され、とりわけ1948年に発足した国民党政権によって公然とアパルトヘイトという名称をつけた政策を掲げてからは、矢継ぎ早に膨大な数の——公法、私法そして社会法すべてにわたる——アパルトヘイト法が制定・施行されていった<sup>9)</sup>。そのため、アパルトヘイト政策下において非白人には人権がほとんど保障されなかった<sup>10)</sup>。

こうした——後に国連によって人道に対する罪と規定されることになる<sup>11)</sup>——アパルトヘイトによる大規模な人権侵害を経験してきた南アフリカにおいて、アパルトヘイト

5) Reif [2000] 38.

6) 国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトを参照。http://nhri.ohchr.org/EN/Contact/NHRIs/Pages/Africa.aspx

7) [小田・川田・伊谷・田中・米山(監修) 2010] 29頁。

8) 南アフリカ人権委員会よりも早く国内人権機関を設置したアフリカ諸国には、トーゴ(1987年)、ベニン(1989年)、カメルーン(1990年)、モロッコ(1990年)、チュニジア(1991年)、アルジェリア(1992年)、ガーナ(1993年)、スーダン(1994年)、チャド(1995年)がある[Human Rights Watch 2001]を参照。

9) アパルトヘイトの歴史については[ロス 2009] 三一七章、アパルトヘイト法令の詳細については[オモンド 1989]を参照。

10) 1963年12月に採択された国連安全保障理事会決議では、「南アフリカ共和国が、国際連合憲章の原則と目的に違反し……世界人権宣言の規定の違反を構成する差別的で弾圧的措置をとりつづけることを、直ちに中止するよう、緊急に要請する」と記された(S/5471, 4 December 1963)。アパルトヘイト法が世界人権宣言で規定される権利を侵害している具体的な事例については、[Liebenberg 2000] chapter 2を参照。アパルトヘイト体制下で習慣化された大規模な人権侵害の実態については、[伊藤 1992]を参照。

11) 例えば、第28回国連総会で採択された「アパルトヘイト犯罪の抑圧的及び処罰に関する国際条約」(1973年11月30日)第1条を参照。この条約については、[松井他編 2005]に所収されている日本語訳を参照。

ト体制が終焉して立憲民主主義へと大きく舵を切って以降、国内人権機関がどのように制度化され、どのような活動を行ってきたのか。その実態の一部を明らかにすることが、本稿の目的である。これは、南アフリカにおいてパリ原則がローカル化される特徴の解明を意図している<sup>12)</sup>。

この分野における日本の先行研究では、国内人権機関それ自体、西洋とアジア諸国の事例だけが部分的に紹介・分析されてきた<sup>13)</sup>。しかし、管見によれば、アフリカ諸国の本格的な事例研究は見当たらない<sup>14)</sup>。本稿は、南アフリカを事例とするアフリカにおける国内人権機関に関する日本で初めての論考となる。この点に、南アフリカ人権委員会の特徴を考察する本稿の意義がある。

## 第1章 設立の背景と変遷

### 1. 設立の背景

アパルトヘイト体制が崩壊した後に開始されることになる——新憲法の交渉を含む——民主化のプロセスにおいて、南アフリカ人権委員会に関する条文が憲法で規定された<sup>15)</sup>。それが設置された背景には、次のような複合的に重なり合う要因があった。第1に、アパルトヘイト撤廃後の民主社会への移行期、特に全人種が参加する初めての選挙が白人政権に支配されず、自由で公正な選挙となるために、アフリカ民族会議が主導して、独立選挙管理委員会、独立メディア委員会、独立放送機関を設置した（いずれも1993年）。第2に、冷戦が崩壊した直後であるその当時、国際社会は民主的な立憲主義の拡大を強調していた<sup>16)</sup>。第3に、アパルトヘイト体制下における人種的分断と基本的人権の侵害という負の遺産を克服することが至上命題であった。第4に、新しく、民主的に選出された政府はアパルトヘイト体制下の官僚的、秘密主義的そして応答的ではない国家を継承したため、国の機関に対する市民の信頼感がなかった。第5に、多数の

---

12) パリ原則に基づいて設置される国内人権機関には、国によって共通点とともに差異や特徴がある〔山崎編 2001〕を参照。

13) 例えば〔稲 2006〕第I部、〔安田 2005〕第3章、〔山崎編 2001〕、〔山崎 2012〕を参照。

14) 南アフリカ人権委員会を簡潔に紹介したものとして、〔猿田 2002〕を参照。

15) 新憲法の交渉プロセスにおいて、1991年4月にアフリカ民族会議が提案した「民主南アフリカに向けた憲法原則」（1991年）で初めて人権委員会について言及された〔Asmal, Chidester and Lubisi (eds.)〕73。

16) 〔Klug 2010〕212-213。

市民社会集団が——特に言語権、ジェンダー平等そして人権一般に関する——独立した機関の設置を要求した<sup>17)</sup>。

これらの諸要素が背景となり、1993年南アフリカ共和国憲法（以下、暫定憲法と略）第8章で、4つの独立機関——オンブズマン、南アフリカ人権委員会、ジェンダー問題委員会、土地権返還委員会——に関する規定が挿入された。これが、1996年南アフリカ共和国憲法（以下、1996年憲法と略）第9章に引き継がれる（6つの独立機関——オンブズマン、南アフリカ人権委員会、文化的、宗教的および言語的マイノリティの権利促進・保護委員会、ジェンダー平等委員会、会計検査院、選挙管理委員会——が明記された<sup>18)</sup>。南アフリカ人権委員会は、暫定憲法第115条と1994年に制定された南アフリカ人権委員会法に基づき、1995年10月2日に発足した<sup>19)</sup>。

このように、南アフリカ人権委員会は、アパルトヘイト政策に基づく抑圧体制から人権尊重を主目的とする立憲民主主義体制への移行期において、競合するアクター間の交渉を平和的に解決するための一部として設置された点が大きな特徴である<sup>20)</sup>。これは、先進国における国内人権機関にはほとんど見られない創設の背景である。

## 2. 人権委員会の外部評価

### (1) 独立機関による評価の背景

独立機関（選挙委員会と会計検査院を除く）が設置されて以降、① 組織内部の対立、② 機能、正当性そして財政的独立という外部的課題、③ 政治的業績主義、④ 十分な財政と説明責任の欠如、といったような課題が指摘されるようになる。そのため、独立機関が設置されて10年後に、政府はそれら機関を評価することを決定し、その作業を国民議会に要請した。その結果、2006年9月、国民議会は「憲法第9章機関および公務委員会を審査するアドホック委員会」を任命する決議を可決した。アドホック委員会の任

17) [Parliament of the Republic of South Africa 2007] 3.

18) 暫定憲法（英文）と1996年憲法（英文）はいずれも、南アフリカ政府の公式ホームページにおいて閲覧できる。<http://www.gov.za/DOCUMENTS/CONSTITUTION/CONSTITUTION-REPUBLIC-SOUTH-AFRICA-1996-1>

19) 南アフリカ人権委員会のウェブサイトを参照。<http://www.sahrc.org.za/home/index.php?ipkContentID=122&ipkMenuID=1>

20) [Erasmus 2009] 21. 移行期における和平交渉によって国内人権機関が設置された国として、エルサルバドル、グアテマラ、ボスニア、コソボ、シエラレオネ、東ティモールなどがある [Reif 2000] 8-10.

## 南アフリカ人権委員会

務は、① 現在および意図された独立機関の法的任務が南アフリカの事情に適合しているか否か、② 資源の消費がその成果および民主主義への寄与と関連して正当化されるのか否か、③ 最も重要なのは、職務、役割もしくは組織の合理化が望ましいのか、または重要な領域に焦点を合わせるようそれらを削減する、そのどちらであるのか、というものである<sup>21)</sup>。

アドホック委員会は5つの政党に所属する10人の国会議員（アフリカ民族会議5人、民主同盟2人、インカタ自由党1人、少数派戦線1人、南アフリカ統一党1人）で構成される、政府から独立した委員会である。2007年7月31日に、『第9章および関連する機関の審査に関するアドホック委員会報告書』を公表した<sup>22)</sup>。

### (2) 人権委員会の評価

アドホック委員会の報告書において、南アフリカ人権委員会は大要、次のような評価がなされた<sup>23)</sup>。肯定面として、「人権委員会は、専門性、効率そして有効性を十分に満たしている。人権委員会によってなされた活動は南アフリカにとってきわめて妥当であり、この国において民主主義を深化させ、人権文化の実現に重要な貢献をしている」<sup>24)</sup>と高く評価された。

課題と勧告については、次のような諸点が指摘された。第1に、根拠法と新たな法との抵触。1994年南アフリカ人権委員会法は暫定憲法を根拠とするが、新たに施行した1996年憲法には暫定憲法に含まれていない権利がある（特に、社会的・経済的権利）。人権委員会法第19条（特に職員の給与、任命、行為規則、交通手段と法的責任）は、労働法と抵触する。職員の規則は「暫定的規則」しかない。そのため、法改正が必要である。

第2は、意欲的な目的を持ちながらも、資金の関係で、重点が置かれる任務の分野が限定。そうした分野においても、例えば、政府情報へのアクセスを促進することは不十分であり、人種・ジェンダー・障がいに関する平等の促進に関してもほとんど機能していない。

第3は、委員を任命する手続が不適切。暫定憲法第115条は11人の委員、人権委員会法第3条1項では5人を下回らない（上限は規定していない）常勤の委員の任命を規定。

---

21) [Klug 2010] 213.

22) [Parliament of the Republic of South Africa 2007] vi-ix.

23) [Parliament of the Republic of South Africa 2007] chapter 12.

24) [Parliament of the Republic of South Africa 2007] 184.

1996年憲法は、国民議会の指名に基づき大統領が委員を任命。国民議会は11人の委員を指名したが、大統領は5人しか任命しなかった(2002年)<sup>25)</sup>。南アフリカ人権委員会の増大する任務を考えると、次期の委員は最低限7人にすることが要請される。

第4に、さらなる市民の意識向上と市民への関与に向けた努力が不可欠。遠隔地と社会の周縁に置かれた人びとへの人権教育と委員会の広報・コミュニケーションに焦点を合わせる必要がある。人権委員会内の諮問委員会に市民社会を参加させることが要請される。

第5に、国会との関係が不十分。国民議会に提出される「年次報告書」は、常任委員会で2時間しか議論されない。幅広い任務により、委員は多数の常任委員会に出席することを要請されるため、中核的な活動にかかわれない。そのために、複数の常任委員会による合同会議を開催することが好ましい。

第6に、政府との関係が不十分。これは、政府の情報公開、政府への苦情申立に対する処置において顕著である。人権委員会による政府に対する勧告は法的拘束力がないため、その効果は限定的である。政府の対応が不適切である場合には、人権委員会法第6条に基づきその事例を国民議会に報告すべきである。

第7に、他の関連する(特に第9章)機関とのさらなる協力・協働が必要。人権侵害に対する苦情申立が複数の関連機関の間でたらい回しにされている。そのため、それらの機関が共通に利用できる苦情申立のデータベースを構築すること、重なり合う活動については合同で実施することが求められる。

第8に、組織内部に対立が存在。これが原因で、2005年末に最高執行責任者が辞任した。委員長と最高執行責任者との間の上下関係が曖昧である。委員同士の間そして委員と職員との間の役割と責任の区分が必ずしも明確ではない。私的な仕事を持つ常勤委員の収支状況を公開する明確な規則がない。財務大臣と協議した上で大統領が委員の報酬や勤務要件を決定する方法は、委員の独立性が完全に保障されていない可能性を排除できない。

第9に、予算過程と配分される予算の不足。南アフリカ人権委員会が準備した予算案は財務省に提出され、司法憲法開発省に配分される予算の一部が同省を通じて人権委員会に配分される(会計報告も同省に)。決定権は財務省にあり、その過程に人権委員会は関与できない。毎年増額しているものの、額面通りの予算が配分されることはない。

25) 憲法上、委員の任命には大統領に裁量がないが、現実には裁量権を行使している [Parliament of the Republic of South Africa 2007] 21。

## 南アフリカ人権委員会

活動が拡大する人権委員会は赤字運営である。これらは人権委員会の独立性に悪影響を与えている。したがって、委員会の予算は国民議会が決定し、会計報告も国民議会に行うべきである<sup>26)</sup>。

アドホック委員会の報告書は、最も包括的に人権委員会を評価したもの、そして公的に認知された——国民議会の要請によって作成された——ものとして重要である。

### 3. 法改正

1996年憲法が制定された後、南アフリカ人権委員会は司法憲法開発省に何度も1994年南アフリカ人権委員会法（以下、旧法と略）の改正案を提出してきたが、法改正について関心がないという反応が返ってくるだけであった<sup>27)</sup>。独立機関を評価する報告書が公表された後、議会内常務委員会のひとつである司法憲法開発ポートフォリオ委員会の Yunus Carrim 委員長が指揮をとって改正法案が起草され、2008年9月にそれが南アフリカ人権委員会に送付された。同年11月、人権委員会は改正法案に対する意見書を司法憲法開発省に提出した<sup>28)</sup>。しかし、2009年に総選挙が行われたこともあって大幅に遅れ、2013年3月8日、ようやく南アフリカ人権委員会法案（第1次法案）が国民議会に提出された<sup>29)</sup>。司法憲法開発ポートフォリオ委員会で審議された後、同年11月12日、その修正案（第2次法案）が国民議会に提出された<sup>30)</sup>。

第1次法案（26ヵ条）が変更されたのは、次のような諸点である。第1に、削除された主たる規定は、① 委員の欠員を補充する6ヵ月の期間（第8条3項）、② 第13条「委員会が大統領、国民議会または他の当該機関に接触することができる」の全文、③ 委員会、委員または職員の名誉を棄損するという犯罪の構成要件（第23条(d)号）などである。第2に、修正された主要な規定は、① 委員の人数が11人から8人へ（第5条1項）、② 第18条のタイトル「一定の経費および損害のための補償」が「経費のための補償」へ、③ 人権委員会が伝えた事実や勧告に対して当該機関が応答する期限が30日

26) [Parliament of the Republic of South Africa 2007] 19-20も参照。

27) 元南アフリカ人権委員会委員長 A K Asmal の証言。https://pmg.org.za/committee-meeting/7846/ を参照。

28) [Erasmus 2009] 25.

29) 第1次法案（英文）は、http://www.gov.za/sites/www.gov.za/files/b5%20-2013%20130311a.pdf を参照。

30) 第2次法案（英文）は、http://www.gov.za/sites/www.gov.za/files/b5b-2013%20131113a.pdf を参照。



(第19条4項)から60日へ、④ 第21条のタイトル「説明責任、支出および財政」が「説明責任」へ等々である。第3に、付加された重要な規定は、① 委員は財政上およびその他の便益を、決められた方法で毎年公開し、人びとがその情報にアクセスすることができることを定める条項(第2次法案第5条6項)、② 委員の資格要件の例外(同第5条1項(d)号)、③ 大統領による委員(同第5条2項・3項)と委員長・副委員長(同第6条1項)の任命には、「国民議会の指名に基づく」ことなどである。

第2次法案は、11月13日に国民議会で審議された。そのさい、懸念が表明された点は——旧法にも存在したが一度も行使されてこなかった——委員会が調査の一部として「敷地の立入および捜索ならびに記事の差止めおよび削除」(第1次法案17条、第2次法案第16条)によって、礼拝施設のドアが破壊される恐れがあるという点であった<sup>31)</sup>。しかし、第2次法案は無修正で可決される。11月21日には、全国州評議会(上院)でも可決された。2014年1月22日、2013年南アフリカ人権委員会(以下、新法と略)が公布された。

旧法と新法の間には、次のような主たる相違点がある<sup>32)</sup>。第1に、独立性と中立性の確保。旧法(第4条)にあった人権委員会の「義務」という用語が新法では削除された。新法(第4条1・2項、6・7項)では、① 委員または職員による地位を利用した便益の禁止とその処罰、② 便益の公開(委員会の透明性と説明責任のため)が追加された。

第2に、組織の強化。① 委員の人数が、旧法(第3条1項)では少なくとも5人の常勤委員であったが、新法(第5条1・2項)では8人(6人以上が常勤、2人以上が非常勤)となった。② 新法では副委員長を設置することが規定された(第6条)。

第3に、委員の資格と辞任要件および地位の保障を明確化。① 新法(第5条)では、委員の資格要件(1項(a)号)、委員になる資格がない者(同(b)号)、委員の辞任要件(5項(b)号)、辞任に必要な手続きを遵守しなかった委員に対する措置(同(c)号)、免職条項(6～8項)が追加された。② 新法(第9条)で、旧法(第13条)に委員の報酬および手当を不当に減額されることがない規定(2項)が追加された。

31) 国民議会の議事録(2013年11月13日)51-58頁。次のウェブサイトを参照。[http://www.parliament.gov.za/live/content.php?Item\\_ID=175&fYear=2013&fMonth=11](http://www.parliament.gov.za/live/content.php?Item_ID=175&fYear=2013&fMonth=11)

32) 旧法(英文)は、[http://www.saflii.org/za/legis/num\\_act/hrca1994267/](http://www.saflii.org/za/legis/num_act/hrca1994267/)、新法(英文)は、<http://www.justice.gov.za/legislation/acts/2013-040.pdf> を参照。新法の日本語訳は、巻末に掲載している資料を参照。

## 南アフリカ人権委員会

第4に、組織の階層構造を明確化。① 新法（第7条）で委員長・副委員長および委員の権限と職務に関する規定が追加された。② 新法で、委員会による委員、職員そして諮問委員会に対する「権限の付与および職務の割りあて」（第12条）が新たに導入された。③ 旧法（第16条）「職員、財政および説明責任」を、新法では「委員会の職員」（第19条）と「説明責任」（第20条）に分けた。そこでは、最高執行責任者の立場〔委員会の「執行責任者」（第19条2項(b)号）、「監査役」（第20条）〕と責任（第19条2項(c)号(ii)・(iv)・(v)）、職員の義務（同6項）が追加された。

第5に、委員会の権限と職務の拡充。新法で追加された人権委員会の権限と職務は、① 国の機関に対する勧告・要請（第13条1項(a)号）、② ステークホルダー（他の関連する公的機関と市民社会）との緊密な交流と協働（同(b)号(ii)・(iii)）、③ 国際人権基準の遵守に関する監視・勧告・報告（同(iv)・(vi)、2項(b)号）である。

第6に、大統領から国民議会へ関与する範囲が拡大。① 委員の任命について、旧法（第3条1項）は大統領の任命、新法（第5条1項）は国民議会の指名に基づき大統領が任命と明記。② 新法（第18条1項）で「年次報告書」を国民議会に提出することを追加。③ 職務および重大な発見に関する報告書の提出について、旧法（第15条2項）では「大統領および国会」であったが、新法（第18条2項）では国民議会に修正された。④ 内部規則の制定に関して、旧法（第19条1項）は大統領の権限であったが、新法（第23条1項）では内閣に訂正された。さらに、新法（同2項）では新たに制定された内部規則は、官報で公表された後に国民議会へ提出することを義務づける規定が追加された。

第7に、最高裁判所から高等裁判所へ権限が移譲。①（立入検査・家宅搜索）令状を発行する権限が「最高裁判所裁判官」（旧法第10条5項(a)・(b)号）から「高等裁判所裁判官」（新法第16条5項(a)・(b)号）へと変更された。② 記事や書類の差押えおよび押収の要請が「最高裁判所の書記官」（旧法第10条9項）から「高等裁判所の書記官」（新法第16条9項）に修正された。

以上の諸点から、新法の制定によって、① 旧法を1996年憲法に適合させる、② 前節で確認した南アフリカ人権委員会の課題を克服しようとする努力の跡が確認できる。

## 第2章 制度の概要と特徴

### 1. 組織の目的・展望・使命・価値観

南アフリカ人権委員会の「目的」は、① 人権の尊重および人権文化を促進すること、

② 人権の保護、発展および実現を促進すること、③ 共和国における人権の遵守を監視および評価することである<sup>33)</sup>。「展望」は、① 社会の変革、② 権利の保障、③ 尊厳の回復。「使命」は、恐怖、選好または偏見なしに、南アフリカにおけるすべての者の人権の実現を促進、保護および監視することを通じて、立憲民主主義を支援することである。「価値観」は、① 統合、② 正直、③ 尊重、④ 客観性、④ 「人びとを最優先する」原則（ソト語「Batho Pele」 Principles）、⑤ 平等である<sup>34)</sup>。

## 2. 組織の構成

南アフリカ人権委員会の「所在地」は、ハウテン州（ジョハネスバーグ）に本部を置き（新法第3条）、州事務所は次第に整備され、現在は9つの州すべて設置されている。

「委員」は、新法において① 職務に就くための適切で十分な資質、② 人権の尊重および人権文化を促進することに関与した経歴、③ 委員会の目的に関する適切な知識または経験を有することを要件とする8人の委員で構成されるが（第5条1項(a)号）、① 公務員、② 修復が困難な破産者、③ 裁判所により健全な精神状態ではないと宣告された者、④ 有罪判決を受けた者、⑤ 政党関係者、すべての議員とその候補者は、委員となる資格がない（同(b)号）。委員は国民議会の指名に基づき、大統領により任命されるが<sup>35)</sup>、6人以上が常勤で2人以上が非常勤とされ、その任期は7年以内である（同2項）。委員は一度だけ再任が可能である（同4項）。委員長と副委員長は、国民議会の指名に基づき、大統領により任命される（第6条1項）。

現在の委員は7人（委員長、副委員長と5人の委員、常勤が5人で非常勤が2人）。各委員は、担当する戦略的分野と州そして国際人権条約が割りあてられている。現在は、次のような担当になっている。委員長（移民・平等、ムプラマンガ州、人種差別撤廃条

33) この3つは、1996年憲法第184条1項では「職務」、新法第2条では「目的」として定められている。

34) 展望・使命・価値観については、南アフリカ人権委員会のウェブサイトを参照。  
<http://www.sahrc.org.za/home/index.php?ipkContentID=122&ipkMenuID=1>

35) 実際の任命プロセスは、1996年憲法第193条第4～6項にしたがい、市民社会が候補者を推薦し、議会内委員会による面接で名簿が作成され、その候補者名簿が国民議会に提出されて、国民議会議員の過半数以上で承認され（指名）、それが大統領に提出されて委員が任命される [Parliament of the Republic of South Africa 2007] 24, 117。

## 南アフリカ人権委員会

約), 副委員長(基礎的サービス・健康管理, ガトウン州と西ケープ州, 女性差別撤廃条約), 常勤委員(基礎教育・子ども, クワズール・ナタール州, 子どもの権利条約), 常勤委員(住居, フリーステイト州と北西州), 常勤委員(障がい者と高齢者, リンポポ州, 障害者権利条約), 非常勤委員(環境・天然資源・地域開発, 東ケープ州, 社会権規約), 非常勤委員(人権と法執行・拷問の防止, 北ケープ州, 拷問等禁止条約・自由権規約)<sup>36)</sup>。

南アフリカ人権委員会の事務局は、「最高執行責任者」と「職員」で構成される。最高執行責任者は「委員会の執行・管理責任者」(第19条3項(b)号)、「委員会の監査役」(第20条)である。最高執行責任者は人権委員会の財政上, 執行上および事務上の職務の遂行において必要な援助のために, 適切な資質および経験を有する者から委員会によって任命される(第19条1項)。

「職員」は, 南アフリカ人権委員会の認可にしたがい, その職務の遂行に付随する仕事とともに, 最高執行責任者を援助するために最高執行責任者により任命される(同3項(a)号)。

「諮問委員会」(第11条)は, 南アフリカ人権委員会の職務を遂行するために, 特定のテーマに焦点を合わせて研究・調査し, 人権委員会に助言や勧告を行う組織として設置される。人権委員会により指名される「委員」である議長(必要な場合には「委員」である副議長)と人権委員会が任命するその他の構成員からなる。複数の諮問委員会を設置することもできる。

2015年度に活動した諮問委員会には, ① 基礎的サービス, 健康, 女性差別撤廃条約そして情報アクセス法に関連する人権に対する企業の責務, ② 地方の開発と天然資源の管理の文脈における人権の前進, ③ 警察と拷問の予防, ④ 健康に対する権利と健康管理, ⑤ 高齢者, ⑥ 司法アクセス権, ⑦ 移民問題, ⑧ 子どもと基礎教育, ⑨ 障がい者, ⑩ 遠隔地における協議, ⑪ 人権, ジェンダーとマクロ経済政策などがある<sup>37)</sup>。

組織図(組織の構成)に関しては, 状況に応じて変化させてきている。現在は, 次のようになっている。委員の下に最高執行責任者と監査委員会。最高執行責任者の下に4つの部署(主任財政担当官, 主任監査委員, 戦略的支援およびガバナンス, 主任活動担当官)。主任財政担当官の下に2つの部門(企業サービス, 財政管理), 主任活動担当官

36) 南アフリカ人権委員会のウェブサイトを参照。http://www.sahrc.org.za/home/index.php?ipkContentID=83&ipkMenuID=55

37) [SAHRC 2015] 26.

の下に5つの活動部門（調査研究、人権アドボカシーとコミュニケーション、情報アクセスの促進、法律サービス、委員プログラム）<sup>38)</sup>。

1996年憲法第193条2項で要請されているように、委員と職員の任命には、人種、エスニック、ジェンダーなどが考慮されている。2015年度の委員は、次のような構成となっている。委員は4人が男性（1人は視覚障がい者）、3人が女性<sup>39)</sup>。2015年度の職員（本部・州事務所合わせて162人、その内5人が障がい者）の内訳は、男性56人（アフリカ人が45人、カラードが3人、インド人が6人、白人が2人）、女性106人（アフリカ人が78人、カラードが8人、インド人が7人、白人が13人）である<sup>40)</sup>。

### 3. 組織の権限と職務

南アフリカ人権委員会の権限と職務に関しては、4つの法令において明記されている。

#### (1) 1996年憲法

「南アフリカ人権委員会の職務」（第184条）で、次のように規定されている。南アフリカ人権委員会が行わなければならないこと（1項）は、「(a) 人権の尊重および人権文化を促進すること、(b) 人権の保護、発展および実現を促進すること、ならびに、(c) 共和国における人権の遵守を監視および評価すること」である。

南アフリカ人権委員会が有する「職務を遂行するために必要な権限」（2項）は、「(a) 人権の遵守を調査および報告すること、(b) 人権が侵害された場合、適切な救済を保証する措置をとること、(c) 研究を行うこと、ならびに、(d) 教育すること」である。

さらに、「南アフリカ人権委員会は、住居、健康管理、食糧、水、社会保障、教育および環境に関する権利章典における権利の実現に向けてとった措置に関する情報の提供を該当する国の機関に毎年要請しなければならない」（3項）

また、「南アフリカ人権委員会は、国の法令で規定する追加の権限および職務を有す

38) [SAHRC 2015] 11.

39) 南アフリカ人権委員会のウェブサイト参照。http://www.sahrc.org.za/home/index.php?ipkContentID=121&ipkMenuID=104

40) [SAHRC 2015] 53-54 (table 26). アルトヘイト時代に、すべての南アフリカ人は4つの人口（人種）——アフリカ人、カラード、インド人そして白人——に分類された。現在の政府はこれらの人種による分類を拒絶しているが、アパルトヘイトの歴史的影響を克服するために、それがどこまで移行してきたのかを測定する必要上から人種に基づいて統計を調査している [Liebenberg 2000] 32-33. 南アフリカ人権委員会による委員と職員の統計も、この慣例にしたがっていると思われる。

## 南アフリカ人権委員会

る」(4項)とされるが、「国の法令」として、次の3つの法律に追加の権限および職務が規定されている。

### (2) 2013年南アフリカ人権委員会法

「一般的権限と職務」(第13条)において、次のように幅広く定められている。1項では、① 人権の促進と遵守のためになされた措置を検討し、その結果を国の機関に報告する、② 委員会の目的を促進するために必要な人権および人権状況の報告に関する研究を行う、③ 人権に関してなされた立法・行政上の措置に関する情報の提供を当該機関に要請する、④ 人権や委員会の役割・活動について理解を促進する情報・教育プログラムの開発・実施・管理、⑤ 委員会と類似する目的をもつ制度、組織もしくは機関とできる限り緊密な交流を維持する、⑥ 人権の尊重を積極的に促進する組織や他の市民社会部門と交流および対話を行う、⑦ 人権に関する政府の政策を審査および報告する、⑧ 政府による国際・地域条約・規約の実施・遵守状況を監視する、⑨ 協定、条約、規約または憲章に関する報告書を国民議会に提出する、⑩ 大統領から付託された人権に関する研究を行い、その成果を国民議会に提出する報告書に含める。2項では、① すべての議会に提出された新しい人権に関する法令について、報告することができる、② 議会に提出された法案が1996年憲法第2章(権利章典)と南アフリカ政府が批准した国際人権規範と抵触する事実を発見した場合、当該議会に報告する。3項では、① 苦情申立の調査、苦情申立人の救済措置と財政を含む支援、② 委員会の名の下に、紛争事例を通常裁判所・審判所に提訴する。

「紛争の処理」(第14条)において、人権委員会は調停、和解または交渉により、いかなる人権の侵害や脅威から生じる紛争も解決する、または、それらに起因する作為もしくは不作為を是正することができる。

「調査」(第15条)においては、次のような権限を有する。① 調査、情報の要請、関係者への出頭および記事もしくは書類の提示命令と尋問(1項)。② 人権委員会が当該検察庁の長と協議した上で命令を出す場合、または情報を要請することが自由および平等に基づく、開かれたおよび民主的な社会において適切で、必要および正当であることを人権委員会が確信する場合には、1項の命令と尋問は強制力を有する(2項(b)号)。③ 調査の手続きは、人権委員会が決定する(6項)。④ 司法上の利益を有するまたは他人に危害を加えることが明らかな場合には、該当する人物が人権委員会に出頭することを拒否することができる(8項)。⑤ 人権委員会の決定がなく、何人も委員または職員が所有する書類の内容や提出された証拠の記録を開示することはできない(9項)。

「敷地の立入・搜索、記事の差押・削除」(第16条)については、次のような権限が規定されている。① 第13条の権限の行使および職務の遂行、調査を行う目的のために、該当者・容疑者を搜索する、敷地の立入および搜索を行う(1項)。この場合、治安判事または高等裁判所裁判官が出す家宅搜索令状もしくは立入検査および家宅搜索令状を必要とする(5項(a)号)。② 敷地の立入検査と調査、記事や書類に関する調査・情報提供の要請・複写と引用、調査に関係する敷地内にあるものを差し押える、調査のために保管する必要がある敷地内の記事を削除する(3項)。この場合、治安判事または高等裁判所裁判官が出す家宅搜索令状もしくは立入検査および家宅搜索令状を必要とする(5項(b)号)。③ 該当者が同意する場合、または令状の申請者が自分にその令状が出されること、および令状の受理が遅延することで立入と搜索目的が成し遂げられないと信じる場合には、私邸を除き、令状なしに、いかなる敷地にも立入および搜索を行うことができる(6項)<sup>41)</sup>。

「犯罪と刑罰」(第22条)において、例えば、次の場合に該当する者は罰金または6月以内の刑事施設収容という有罪判決を受ける。① 第15条1項(c)号に基づき正当な理由なく委員会の通知を拒否すること、② 第15条1項(d)号により委員会が要請する宣誓もしくは確約、または尋問に答えること、または情報の提供を拒否する者((a)号)、③ 第15条1項(d)号で予期される宣誓または確約がなされた後に偽証や偽りの証拠を提出する者((b)号)。

(3) 情報アクセス促進法(2000年法律第2号)<sup>42)</sup>

本法の目的は、1996年憲法第32条「情報へのアクセス」2項に基づき、国の情報、何人も保持するならびに権利を行使および保護するために要請されるいかなる情報にもアクセスすることを促進することである(第9条(a)項)。そのために、南アフリカ人権委員会が果たさなければならない責務として、例えば、次のような職務・役割が定められている。第1に、その最も重要な役割は、公私の機関による本法の実施状況を監視する(第83条3項(b))、その詳細(情報開示申請数の数とその成果[受理数、拒絶数、組織内や裁判所による処理数など]、法令の改善もしくは修正または公的機関の処理に関する勧告を含む)を報告書にして国民議会に提出することである(第84条)。第2は、本法

41) 立入と搜索には、該当者の ① 尊厳の尊重および保護、② 自由および安全、③ プライバシーを厳格に配慮することが義務づけられている(2項)。

42) 情報アクセス促進法(英語)については、次のウェブサイトを参照。<http://www.justice.gov.za/legislation/acts/2000-002.pdf>

## 南アフリカ人権委員会

および本法で定める権利を行使する方法について人びとの理解を促進する教育プログラムの開発と実施（第83条2項(a)）。第3は、本法で定める権利を行使したいと考える人びとを支援することである（第83条3項(b)）。

### (4) 平等促進および不当差別防止法（2000年法律第4号）<sup>43)</sup>

本法の立法目的は、① 1996年憲法第9条「平等」によって要請される法令の施行、② 憲法の精神（とりわけ、すべての者の自由と権利の平等な享受、平等の促進、人種差別や性差別を許さないという価値観、不当な差別の禁止や人間の尊厳の保護、人種・民族・ジェンダーや宗教に基づく憎悪の提唱・扇動の禁止）に効力を付与、③ 不当な差別、ヘイトスピーチおよび嫌がらせの撤廃の促進、④ 不当な差別の状況を見定める手続きの提供、⑤ 平等の促進および不当な差別、ヘイトスピーチと嫌がらせに打ち勝つことの重要性に関する教育と意識の向上、⑥ 被害者の救済、⑦ 国際法上の責務を遵守することの促進である（第2条）。

本法は、国、民間組織や私人による不当な差別に対処することを専門的に扱う平等裁判所が、各州にある高等裁判所の管轄地域内のひとつ以上の治安判事裁判所に設置されることを定める（第16条1項）。これによって、弁護士にアクセスできない貧困者や社会の周縁に置かれた人びとが裁判に提訴しやすい方法を提供する。この点は、平等裁判所に提訴できる当事者が、自己利益のために行為する被害者本人だけでなく、被害者に代わって行為する者、集団もしくは階級の構成員またはその利益のために行為する者、公益のために行為する者、その構成員の利益のために行為する団体だけでなく、南アフリカ人権委員会とジェンダー平等委員会をも含めている規定に見て取れる（第20条1項）。

当事者に代わって平等裁判所へ提訴すること以外に、本法の目的に関して、南アフリカ人権委員会が果たす重要な役割については、南アフリカにおいて存続する人種、ジェンダーおよび障がいや理由とする不当な差別の度合の評価、それらの影響、ならびに問題に対処する最良の方法に関する勧告について、大統領と国会に提出する報告書に含めることが定められている（第28条2項）。

以上のことから、南アフリカ人権委員会の制度としての特徴には、次のような諸点を指摘することができる。第1に、人権が尊重され、人権文化が確立されることを目指して社会を変革するというより大きな課題に寄与することを明確な目的・職務としてい

---

43) 平等促進および不当差別防止法（英語）については、次のウェブサイトを参照。  
<http://www.justice.gov.za/legislation/acts/2000-004.pdf>



る<sup>44)</sup>。これは他の国内人権機関に見られないユニークな側面である。

第2に、きわめて幅広い権限を有する。特に、① 調査の権限が強大であること（一定の要件を満たせば、情報の提供、出頭、尋問が強制力を有する、そして敷地の立入・捜索、記事や書類の差押えと押収が強制執行できる点）、② それらの違反者には刑罰を科すことが可能である点が大きな特徴。これは、パリ原則で定める準司法的権限を最大限にまで保障している。

第3に、一般的に裁判規範性がないとされる社会権の実現を、人権委員会の重要な職務としている。これは、社会権を保障する非司法的な方法——情報の公開や報告書の作成など——を創造し運用していることに見られる<sup>45)</sup>。

第4に、非差別・平等権の実現を、平等裁判所の利用によって促進するメカニズムを構築している点である。これによって、本来的に非司法的な人権機関である南アフリカ人権委員会は、訴訟の当事者として司法にアクセスできない社会の周縁に置かれた人びとの権利要求を裁判において代弁することを可能にしている。

第5に、公的機関（特に政府）に情報の公開を要請する仕組みによって、人権の保護、促進、充足を実現しようと目指している。これ自体が情報アクセス権を実現する努力の一部となってもいる。

これらの特徴は、アパルトヘイト体制下において集積されてきた社会的・経済的側面における構造的な不平等、常態化した人権侵害・無視、抑圧的な官僚機構といった負の遺産を克服していくために創造された人権を実現する仕組みであると見なすことができる。

### 第3章 特徴的な活動そして成果と課題

パリ原則によると、国内人権機関の機能は、人権促進（人権教育・広報）、人権保護（人権侵害の調査・救済）、監視、提言、調整・協力の5つである<sup>46)</sup>。また、パリ原則の「準司法的権限をもつ委員会の地位に関する追加的の原則」によれば、人権救済（紛争解決）を行うさいに国内人権機関は、① 調停または拘束力のある決定による友好的な解決の追及、② 苦情申立人に対する情報提供、③ 苦情申立ての聴聞及び他の管轄当局

44) [Murray 2006] chapter 2 で、他の第9章機関とともにこの点が強調されている。

45) エラスムスは、南アフリカ人権委員会の任務に社会権の実現を含めたことが大きな特徴であり、それはアパルトヘイト時代に構築された社会的・経済的な不均衡を明確に認めたことが重要であるとのべる [Erasmus 2009] 29-30。

46) [山崎 2012] 第II部第1章。

## 南アフリカ人権委員会

への移送，④ 権限ある当局への勧告という4つの機能を持つ<sup>47)</sup>。

南アフリカ人権委員会は分野ごとに目的（2003年度～2004年度）、目的と目標（2005年度～2009年度）、戦略（2010年以降）を定め、パリ原則が定める5つの機能にしたがって多種多様な活動に取り組んできた<sup>48)</sup>。ここでは、それらの中から、第2節で確認した法令上の特徴にかかわるユニークな活動の概要について考察する。

### 1. 特徴的な活動

#### (1) 社会権を実現する仕組み

先述したように、1996年憲法第184条3項は、南アフリカ人権委員会が、社会権の実現に向けたとった措置に関する情報の提供を国の機関に毎年要請することを定めている。また、新法第18条により、南アフリカ人権委員会はその権限に基づく調査によって発見された事実や勧告を含む報告書を国の機関や国民議会に提出することが要請されている。社会権に関しては、「経済的社会的権利報告書」（以下、第183条3項報告書と略）の作成と提出という方法でこの要請に回答している。この報告書によって社会権に関する国の措置を監視・評価することは、憲法の遵守や最も社会的に弱い立場に置かれる者が民主主義の利益を享受できるよう社会権を保障するためだけでなく、① 国の機関が人権を尊重、保護、促進そして充足する度合を見定める、② 人権の実現を確保するため国の機関によって採択された法令、附則、政策そしてプログラムを含む措置の妥当性を見定める、③ 人権の保護、発展そして達成を確保する勧告を行うことも目的としている<sup>49)</sup>。

第183条3項報告書については、最初の1998年度版から今日まで継続的に作成されている<sup>50)</sup>。しかし、調査・評価の方法や基準そして調査・作成期間などについて差異が

47) この4つの機能については、1995年に国連人権センター（現国連人権高等弁務官事務所）が作成した「国内人権機関 人権の伸長と保護のための国内機関づくりのための手引き書」の第V章「人権侵害の申立ての調査任務」B「苦情申立ての調査」3項「苦情申立ての調停」、4項「調査の実施」、5項「人権侵害の救済」も参照。この「手引き書」の日本語訳については、[山崎監修 1997]を参照。

48) 活動の具体的な記述は、南アフリカ人権委員会のウェブサイトに掲載されている「年次報告書」を参照。<http://www.sahrc.org.za/home/index.php?ipkContentID=13&ipkMenuID=14>

49) [SAHRC 2013] 8-9.

50) 南アフリカ人権委員会のウェブサイトでは、9つの報告書が掲載されている。<http://www.sahrc.org.za/index.php/sahrc-publications/section-184-3-reports>

見られる。例えば、調査・作成期間については、1年から3年までの報告書がそれぞれ存在する。ここでは、2011年度以降に行われている調査・評価の方法について要点を紹介する。

調査方法について従来と異なる点は、第184条3項報告書だけでなく、戦略的に焦点を合わせた分野の報告書が新たに作成されるようになったことである。前者を編集する目的のために情報を入手する主要な方法は、該当する国の機関に情報を要請するための実施要項や質問票に対する回答である。他方で、後者を作成するために情報を収集する方法は、特定の権利の実現に関して調査を行うことである。これらは量的なデータの収集だけでなく、インタビューによる情報や苦情申立のような他の二次情報によって補充される<sup>51)</sup>。

調査内容については、2012年度の調査をまとめた第9回第184条3項報告書を参考にする。この報告書の構成は、序論、十分な住居（第2章）、教育（第3章）、環境（第4章）、食糧（第5章）、健康管理（第6章）、社会保障（第7章）、水（第8章）、結論と勧告（第9章）となっている。各論に関しての記述の仕方は同じであり、ここでは第8章「水にアクセスする権利」を事例に説明する<sup>52)</sup>。第8章は、「憲法上の権利」、「第8回報告書からの勧告」、「権利の実現に関する発見」（水と衛生設備へのアクセス、インフラ、地方政府への支援、水質、戦略的に焦点を合わせた分野（2012-2013）—水と衛生施設）という順で記述されている。

「水と衛生設備へのアクセス」については、次のようにのべる。水・衛生施設省が考えている水と衛生設備に対する権利は、1994年に政府が公表した復興開発計画で提供される基礎的サービスが満たされることであり、同省が信じている基準は1世帯（8人家族）で月6キロリットル（1人当たり1日6リットルという計算）である。これに対して、8人以上の家族についての基準に関する規定のための手続を示していないと批判している。また、国の統計（2011年）から、復興開発計画で認められている基準を満たす水にアクセスできる世帯の割合は85%である。しかし、委員会が独自に調査した統計では、9州によってその割合に大きな差異があり、70%未満の州もあると示す（この点は、衛生設備へのアクセスについても指摘されている）。このような発見された事実から、水・衛生施設省は水と衛生設備へのアクセスを——大変狭い憲法の解釈の仕方である——「物理的な」アクセスと見なしていることが明らかである。アクセスは容認性、妥

51) [SAHRC 2013] 9-19.

52) [SAHRC 2013] chapter 8.

## 南アフリカ人権委員会

当性そして適応性のような要件を広く含まなければならず、サービスの提供はコミュニティの十分な関与と情報へのアクセスによって行われなければならないことが主張されている。さらに、2012年に開催された水と衛生設備への権利に関する委員会の公聴会から、コミュニティにおいて自宅から遠い場所にある衛生設備を女性と障がい者が十分にアクセスあるいは適切に利用できずにいることが発見された。この事実を例示して、水・衛生施設省はこうした犠牲者のニーズを含めた全体的な視点に立って、これらの権利の実現を評価する必要があることが強調されている。

「地方政府への支援」について、南アフリカ人権委員会がすべての州で水と衛生設備に関して開催した公聴会から、地方政府はコミュニティにおいてこれらのサービスを提供・維持する任務を怠っていることが発見された。この事実を受けて、2011年3月以降、水・衛生施設省は国と地方レベルの協働を強化するプロジェクトを始めたことを取り上げ、これによって近い将来に地方レベルの問題が一定程度改善されることを希望すると述べる。

「戦略的に焦点を合わせた分野（2012-2013）—水と衛生設備」では、事例を紹介しながら、適切な水と衛生設備にアクセスできないことは教育、健康そして環境に対する人びとの権利の多くに影響を与えると述べる。さらに、南アフリカ人権委員会と政府機関によって開催された円卓会議での議論とその後のさらなる両者の議論から、水と衛生設備への権利にアクセスすることにかかわる課題を克服するための勧告が決定され、その実現にむけて双方が協働することも合意されたという事実を紹介している。

この事例から、南アフリカ人権委員会が作成する社会的経済的権利に関する2つの報告書は、社会権の実現を促進することに関して、次のような手法を利用していることが見て取れる。第1に、調査方法として政府の主張やデータを基に、その矛盾点や代替案を人権の視点から提示する。第2に、国の機関がとってきた措置に対して、最も人権侵害を受けている被害者の視点から分析する。第3に、人権に関する最新の基準や解釈を援用する（これは、水と衛生施設へのアクセスを理解する方法に示されている）。特に、最後の手法から、一般的に権利——特に自由権と社会権——の相互依存性として国際人権規範で語られてきたことが、南アフリカ人権委員会によって社会権の各権利（水・衛生設備と教育、健康）そして社会権（水・衛生設備）と新しい権利（環境権）の相互依存性が主張されていることは注目に値する。

### (2) 情報アクセス権の促進

既述したように、情報アクセス促進法は、南アフリカ人権委員会が公私の機関による

情報アクセスを促進する実態を監視し（第83条3項(b)）、その詳細と成果そして法令の改善と修正や公的機関の処理に関する勧告などを報告書にして国民議会に提出することを要請している（第84条）。この第84条に基づいて作成される「情報アクセス促進法年次報告書」（以下、情報アクセス報告書と略）は、どのような方法によって公私の機関による情報アクセスの促進を評価しているのだろうか。ここでは、その実態の一部を、2012年度版の情報アクセス報告書を援用して考察する<sup>53)</sup>。

南アフリカ人権委員会は、情報アクセス促進法第83条で定めるさまざまな任務を、情報アクセス権の促進、保護そして監視という——相互に入り組んだ——3つの要素に分類する。この分類に沿って、本報告書も情報アクセスの促進状況について評価している。

「促進」の項目では、「金の鍵賞授賞式 (Golden Key Awards Ceremony)」について記述している。この授賞式は毎年、選出された公的機関による情報アクセス法の遵守レベルを評価する、公的機関において情報アクセス促進法を実施してきた副情報担当官をねぎらい、認知するために催される。また、それは情報アクセス促進法を遵守していない公的機関がそれぞれの機関の内部において遵守することを推奨することも意図している。評価の対象は、① 法令の遵守（公的機関が情報アクセス促進法で定める義務を遵守する実態の評価）、② 記録の管理（情報の記録が生み出され、整理、保管される実態の評価）、③ 内部機構（要請された情報に応答するため公的機関によって設置されたシステムの評価）である。与えられる賞の対象は、① 公開性と応答性に最も優れた機関、② ベスト副情報担当官、③ 最高の業務遂行者、④ 最良のメディアであり、各受賞者が明記されている。2007年に開始して以降、金の鍵賞授賞式は情報アクセス促進法に対する意識の向上を促進ことに寄与してきたと報告されている。

「監視」では、情報アクセス促進法の遵守が評価される重要なメカニズムである法令遵守の監視について、詳細に報告している。法令遵守を審査する「目的」は、① 情報アクセス促進法を実施する機関の運営上の進捗度、② 任務の遵守と報告義務、③ 記録を管理する実践を審査することである。審査の「手続き」は、第1段階が公的機関に（情報アクセス促進法における責務に関する意識を確認する）質問票を添付した通知文書の送付、第2段階が質問票の回答の分析、第3段階が回答を基にした公的機関との対話・議論である。「評価」については実務レベルに焦点が合わされ、2つの方法（電話

53) 2012年度版の情報アクセス報告書については、[SAHRC 2012b]を参照。

## 南アフリカ人権委員会

調査と現場検査)によって行われ、質問票に対する回答の正確さが試される。

審査の「結果」については、公的機関による情報アクセス促進の実施状況の報告(第32条)、私的機関による情報マニュアルの編集状況の報告(第51条)、公的機関による情報マニュアルの作成と公開状況の報告(第14条)について、詳細な統計データを公表し、それに基づいて分析されている。ここでは、第32条の遵守について紹介する。

国・州・地方の各政府が提出した報告書の比率、変化した側面や課題について簡潔に報告している。例えば、国については、提出率が69.77%(前年度は62%)で、基礎教育省、住居問題省、健康省が報告書を提出するようになった。社会開発省と水問題省は提出しなかったことが課題である。そして、遵守率の全般的な結果は——国と州は前年度よりも増えたものの——満足のいく水準ではない(特に地方政府が低い)と総括する。その理由として、人的資源と資金の不足、法令を認識・遵守しようという意識の欠如を指摘する。

「トレンド(最新の傾向)」では、第84条(b)項で定める情報開示請求を処理したデータ項目(受理数、完全に承認、公益性による承認、完全に拒絶、部分的に拒絶、裁判所へ提訴など)を国・州・地方政府のすべての機関ごとに数字で統計表にまとめ、公表している。例えば、国の機関によって受理された(情報開示)要請の数は24857件で、多かった機関は南アフリカ警察庁、司法憲法発展省、住居問題省であった。

「結論」として、南アフリカ人権委員会による多くの介入にもかかわらず、公的機関による法令への応答と遵守の水準は不満足なままであると指摘する。そして、公的機関による法令の不遵守は処罰されるべきである、この処罰規定を情報アクセス促進法第90条に含めて人権委員会の権限とすべきことを勧告している。

年次報告書の事例から、南アフリカ人権委員会が情報アクセスを促進するために採用しているのは、ある種のアメとムチの使い分けである。すなわち、金の鍵賞に代表されるように、努力して成果を出している個人や機関は表彰する。他方で、情報アクセス促進に関する統計データを数字で示して、有無を言わず法令を遵守する実態を明らかにするという方法である。データを公表することによって、どのレベルのどの政府機関がどのような方法でどの程度まで情報を開示しているのか、また法令を遵守していない(報告書を提出していない)のかが一目瞭然に分かる。情報の透明性を高めること——それ自体が1996年憲法第32条「情報へのアクセス」の精神を守ることでもある——によって、政府の各機関に圧力をかけようとしている。

(3) 平等権の確立と差別防止に向けた取り組み

前節で確認したように、平等促進および不当差別防止法は、南アフリカにおける不当な差別の度合の評価、それらの影響、ならびに問題に対処する勧告を含めた報告書を大統領と国会に提出することを、南アフリカ人権委員会に要請している（第28条2項）。この条文に基づいて、「南アフリカ人権委員会平等報告書」（以下、平等報告書と略）が作成されている。この報告書において、南アフリカ人権委員会は平等権の確立と差別防止に向けてどのような方法をとっているのか。以下、その実態の一部を、2012年度版平等報告書を基に考察する<sup>54)</sup>。

本報告書は、「序論」において平等に関する評価の基準として、形式的平等よりは（機会と結果の平等を含む）実質的平等に焦点を合わせることを強調する。そして、不当な差別の法的根拠として、1996年憲法第9条3項、平等促進および不当差別防止法第1章第1条1項を挙げている。次に、先に「勧告」を列挙する。その後、平等権と不当差別の事例として、① 人種、② ジェンダー、③ 障がい者、④ 障がいを持つ青年、⑤ 性的指向について分析・評価する。

5つの評価対象については、報告者がすべて異なっていることから、方法論も同じではなく、執筆者によって差異がある。「(職場における)ジェンダーの平等」は、雇用平等法に基づき、職場におけるジェンダーの平等の促進実態を調査したジェンダー平等委員会の調査報告書を批判的に検討する。「障がい者と平等」は、「医学モデル」ではなく「社会モデル」を基礎として、法令・政策とその実施による成果の評価、そして両者の間にあるギャップを考察する。「障がいを持つ青年」は、ケープタウン大学健康科学部による、障がいのない青年と障がいを持つ青年の生活実態を比較するサンプル調査を基に分析する。「性的指向(LGBTI)と平等」は、LGBTIに関する支援組織や研究所による調査報告書と研究者の分析を基に、性的指向の権利と平等に関する成果と課題を考察する。

「人種の平等」に関しては、前節でのべた平等裁判所の活動実態を調査していることから、簡潔にその評価を紹介する。まず、人種差別に代表される不当な差別の被害者を救済するために、平等裁判所が果たす重要な役割を過小評価してはならないことを強調する。その上で、9つの州すべてから選んだ5つの平等裁判所を訪問して実施したサンプル調査を基に、その機能について評価する。その結果、多数の平等裁判所はその職務

54) 2012年度版平等報告書については、[Kometsi and Jacobs (eds.) 2012]を参照。

## 南アフリカ人権委員会

を遂行するために努力しているが、他方でさまざまな課題が山積しているという。第1の課題は、物理的資源の不足である。例えば、平等裁判所を設置する場所から、それを運用するための用具（電気や便箋など）がないというもので含まれる。当該裁判所の事務官がこうした用具の申請を怠っていることも指摘されている。そのため、多数の人びとが平等裁判所について知らされず、それは人びとからの信頼を失っている。これが、平等裁判所が十分に機能していない最大の理由だとのべる。こうした状況を改善するために、国が率先して情報を普及する、とりわけ英語ではなく特定のコミュニティについては理解しやすい言語でなされることが強調されている。第2の課題は、人的資源の問題である。これについては、次のような実態が報告されている。平等裁判所事務官は他の裁判所のために働く傾向が強いため、平等裁判所のために働く時間が十分にとれない。また、他の裁判所に関する訓練を受けたが、平等裁判所に関しては訓練されていない平等裁判所事務官が多数いる。さらに、平等裁判所の訓練を受けた事務官の中には他の裁判所の事務官に任命された者もある。第2の課題については、前節でのべたように、平等裁判所は一定の治安判事裁判所に設置されることになっており、平等裁判所と治安判事裁判所の間の事務官（の公務）に関して役割分担が明確になっていない、またそのために必要な事務官が確保されていない現状が浮き彫りにされている。

先述した2つの報告書と比べて、平等報告書——すべての報告ではないが——は現場に赴いて当事者から直接聞き取り調査して発見された事実から、平等の促進と不当な差別防止に関する実態を評価するという方法に焦点を合わせる傾向が強い点が特徴的である。

以上、ここまで考察してきた3つの報告書には、それぞれの人権状況を評価するために採用している共通の方法が見られる。それは、現地での調査や公聴会そして政府関係者との円卓会議などによる対話である。これによって、南アフリカ人権委員会は国の機関と人びとの間を架橋するために努力してきたことが見て取れる。

## 2. 成果と課題

前節で検討した3つの権利を保護、促進、充足する活動の成果と課題に関して、次のような諸点が指摘されている。成果については、第1に、社会権を実現する活動に関して、① 第183条3項報告書の公表により政府が情報を開示する態度と報告される情報の正確さに大きな改善が見られるようになった<sup>55)</sup>、② 国内人権機関国際調整委員会に

55) [Parliament of the Republic of South Africa 2007] 179-180.



よって水と衛生設備への対応におけるベスト・プラクティスとして認証された<sup>56)</sup>。第2に、情報アクセス権を促進する活動に関して、① 報告書の公表によって国と州の政府機関による法令の遵守が漸進的に促進されてきた（第3章第1節を参照）、② この権利に関する苦情申立への決定が他の国の制度や機関に大きな影響を与えた<sup>57)</sup>。第3に、平等権（差別防止）を確立する活動に関して、① 苦情申立人に代わり人権委員会が平等裁判所に提訴することによって一定の紛争が解決した<sup>58)</sup>、② 2011年9月に成立した黒人教育改正法に、委員会の要望（「両親」の定義を拡大、一部の条文で使用されている言葉の修正、特別教育を必要とする学習者のための公立学校に関する定義の明確化）がすべて反映された<sup>59)</sup>。

課題としては、次のような諸点が指摘されている。第1に、大規模な人権侵害の実態を調査するために開かれる公聴会の後に出される勧告に対するフォローアップが不十分である。第2に、第183条3項報告書の作成方法に欠陥がある（特に、評価の基準が不明確である点）、第3に、平等権の監視を専門とする部門を有していないことである<sup>60)</sup>。もっとも、最大の課題は、本稿で紹介したものを含む——南アフリカ人権委員会が作成する——さまざまな報告書でなされる勧告には法的拘束力がなく、人権委員会は法令によって要請される報告書を提出しない政府の機関を処罰する権限がないことであろう。この点は、準司法的権限を有するものの、本来的には非司法的な対話や説得あるいはその道徳的権威によって人権の保護、促進、充足することが期待されている国内人権機関の限界を表している。

## おわりに

南アフリカ人権委員会は、抑圧体制から立憲民主主義体制への移行期において競合するアクター間の交渉による政治的妥協の一部として創設されることが決定された。また、それはアパルトヘイト体制下における大規模な人権侵害を二度と繰り返さないことを確保するための——新たに設置された憲法裁判所以外で最も人権の保護、促進、充足を期待された——民主的制度の一部として設置された。この点は、人権委員会が——先進国

56) [SAHRC 2015] 20.

57) [Peter 2009] 356-357.

58) [SAHRC 2006] 28.

59) [SAHRC 2012a] 34.

60) [Erasmus 2009] chapter 5 を参照。

## 南アフリカ人権委員会

の国内人権機関には見られない——人権の尊重と人権文化の促進に向けて社会を変革することを目的・職務とする根拠法の規定に見られた。

この目的によって、南アフリカ人権委員会はパリ原則で定める国内人権機関の権限や機能が幅広く保障された。その権限と職務にしたがい、設立から20年の間に南アフリカ人権委員会は状況に応じてさまざまな活動を積極的に展開してきた。そうした柔軟かつ創造的な姿勢から、またアパルトヘイトにより蓄積されてきた人権課題を反映して、社会権、情報アクセス権、平等権を実現する方法について、他の国内人権機関に先立って新たな人権保障メカニズムを——報告書の公表や平等裁判所の活用という形式で——構築してきた。この点に、南アフリカにおいてパリ原則をローカル化する特徴を見出すことができる。

こうした高い独立性を有するシステムを運用することで、南アフリカ人権委員会はアフリカ諸国の国内人権機関の中では例外的に、国内の人権侵害に対する国際的非難からの隠れ蓑としてではなく、人権侵害に対して強力に声を上げていることで称賛されてきた<sup>61)</sup>。他方で、アドホック委員会の評価に見られるように、さまざまな組織上・職務上の課題も指摘されてきた。その多くは克服されてきているが、資金上の独立だけでも今も最大の懸念である。こうした努力が実を結び、南アフリカにおいて人権委員会はその信頼性を高め、異なる人間間そして国の機関と人びとの間の「分断を架橋し和解するさいに果たすことができる促進と触媒の役割」<sup>62)</sup>を担う公的な独立機関として認知されるようになった<sup>63)</sup>。

パリ原則にそった国内の活動とともに、アフリカや国際社会においても、南アフリカ人権委員会は新たな規範や活動の創造において国内人権機関の指導的役割も果たしている。そうした活動が評価されて、それは1999年以降、国内人権機関国際調整委員会によって「A資格」に認証され<sup>64)</sup>、2014年にはアフリカ諸国において初めてその委員会

61) [The Institute for International Law & Human Rights 2009] 24.

62) 元南アフリカ人権委員会委員長 Jody Kollapen の言葉 [Centre for Conflict Resolution 2004] 38.

63) 例えば、南アフリカの NGO「コミュニティ社会調査斡旋所」による、南アフリカ市民の人権意識と権利章典の知識を評価する調査(1998年)では、人権委員会について知っている人は皆無であった [Pigou, Greenstein and Valji 1998] を参照。しかし、同斡旋所が行った南アフリカ国民議会の委託を受けた憲法上の独立機関に関する世論調査(2007年)では、人権委員会の認知度は65%であった [Parliament of the Republic of South Africa 2007] 263.

の議長国にまでなっているのである。

本稿は、日本において南アフリカを事例としてアフリカの国内人権機関を考察した初めての論文である。そのため、南アフリカ人権委員会の根拠法と活動上の特徴に関してだけ論じた。その広範な活動実態の詳細な分析については、今後の課題としたい。

### 参 考 文 献

- 伊藤正孝 [1992] 『南ア共和国の内幕 (増補改訂版)』 中央公論社
- 稲正樹 [2006] 『アジアの人権と平和 (第二版)』 信山社
- 江橋崇 (監修)・世界人権会議 NGO 連絡会 (編) [1996] 『NGO が創る世界の人権——ウィーン宣言の使い方』 明石書店
- 小田英郎・川田順造・伊谷純一郎・田中二郎・米山俊直 (監修) [2010] 『[新版] アフリカを知る事典』 平凡社
- オモンド・ロジャー (斎藤憲司訳) [1989] 『アパルトヘイトの制度と実態——一問一答』 岩波書店
- 猿田佐世 [2002] 「国内人権機関国際比較 新しい、‘自分たちの’ 国を!! ——南アフリカ人権委員会」『ヒューマンライツ』 169号
- 松井芳郎・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治編 [2005] 『国際人権条約・宣言集 (第3版)』 東信堂
- 安田信之 [2005] 『開発法学——アジア・ポスト開発国家の法システム』 名古屋大学出版会
- 山崎公士 (監修)・マイノリティ研究会訳 [1997] 『国内人権機関 人権の伸長と保護のための国内機関づくりのための手引き書』 解放出版社
- 山崎公士・NPM 研究会編 [2001] 『国内人権機関の国際比較』 現代人文社
- 山崎公士 [2012] 『国内人権機関の意義と役割 人権をまもるシステム構築に向けて』 三省堂
- ロス・ロバート (石錠優訳) [2009] 『ケンブリッジ版世界各国史 南アフリカの歴史』 創土社
- Asmal, Kader, Chidester, David and Lubisi, Cassius (eds.) *Legacy of Freedom: The ANC's Human Rights Tradition*, Jonathan Ball Publishers.
- Centre for Conflict Resolution [2004] *National Human Rights Institutions, Conflict*
- 
- 64) [Mapodisi 2014] 30. A資格とは「バリ原則に十分に準拠している」、B資格(オブザーバー資格)とは「バリ原則に十分に準拠していないか認定決定のため適切な情報を提供していない」、C資格とは「バリ原則に準拠していない」国内人権機関に認証される [山崎 2012] 7-10頁を参照。

- Management and Peacebuilding in Africa (TECHNICAL SEMINAR REPORT)*, [http://www.operationspaix.net/DATA/DOCUMENT/5760~v~Seminar\\_Report\\_\\_National\\_Human\\_Rights\\_Institutions\\_Conflict\\_Management\\_and\\_Peacebuilding\\_in\\_Africa.pdf](http://www.operationspaix.net/DATA/DOCUMENT/5760~v~Seminar_Report__National_Human_Rights_Institutions_Conflict_Management_and_Peacebuilding_in_Africa.pdf)
- Erasmus, Yvonne [2009] *Critically reflecting on an institutional journey 2002-2009*, South African Human Rights Commission, [http://www.gov.za/sites/www.gov.za/files/critically\\_reflecting\\_report.pdf](http://www.gov.za/sites/www.gov.za/files/critically_reflecting_report.pdf)
- Klug, Heinz [2010] *The Constitution of South Africa: A Context Analysis*, Hart Publishing.
- Human Rights Watch [2001] *Protectors or pretenders? Government human rights commissions in Africa*, <https://www.hrw.org/reports/2001/africa/chad/chad.html>
- Kometsi, Kgamadi and Jacobs, Cameron Lee (eds.) [2012] *South African Human Rights Commission Equality Report (2012)*, South African Human Rights Commission, <http://www.sahrc.org.za/home/21/files/Equality%20Report%2020%20Oct%202012%20Final.pdf>
- Liebenberg, Sandra [2000] *Human Development and Human Rights South African Country Study*, Human Development Report 2000 Background Paper, [http://hdr.undp.org/sites/default/files/sandra\\_liebenberg.pdf](http://hdr.undp.org/sites/default/files/sandra_liebenberg.pdf)
- Mapodisi, Tebogo Titose [2014] *Towards the Establishment of a National Human Rights Institution in Botswana: Lessons from South Africa and Zimbabwe*, [https://open.uct.ac.za/bitstream/item/13292/thesis\\_law\\_2014\\_mapodisi\\_tt.pdf](https://open.uct.ac.za/bitstream/item/13292/thesis_law_2014_mapodisi_tt.pdf)
- Murray, Christina [2006] *The Human Rights Commission et al.: What is the Role of South Africa's Chapter 9 Institutions?*, PER/PELJ 2006 (9) 2, [http://www.puk.ac.za/opencms/export/PUK/html/fakulteite/regte/per/issuepages/2006Volume9no2/2006x2x\\_Murray\\_art.pdf](http://www.puk.ac.za/opencms/export/PUK/html/fakulteite/regte/per/issuepages/2006Volume9no2/2006x2x_Murray_art.pdf)
- Parliament of the Republic of South Africa [2007] *Report of ad hoc Committee on the Review of Chapter 9 and Associated Institutions, A Report to the National Assembly of the Parliament of South Africa*, Cape Town, South Africa, [http://www.parliament.gov.za/content/chapter\\_9\\_report.pdf](http://www.parliament.gov.za/content/chapter_9_report.pdf)
- Peter, Chris Maina [2009] *Human Rights Commissions in Africa - Lessons and challenges*, [http://www.kas.de/upload/auslandshomepages/namibia/Human\\_Rights\\_in\\_Africa/11\\_Peter.pdf](http://www.kas.de/upload/auslandshomepages/namibia/Human_Rights_in_Africa/11_Peter.pdf)
- Pigou, P, Greenstein, R and Valji, N [1998] *Assessing levels of human rights knowledge amongst the general population and selected target groups*,

- Community Agency for Social Enquiry, <http://www.queensu.ca/samp/migrationresources/xenophobia/research/case.htm>
- Reif, Linda C [2000] Building Democratic Institutions: The Role of National Human Rights Institutions in Good Governance and Human Rights Protection, *Harvard Human Rights Journal* (13), <http://www.arts.yorku.ca/politics/ncanefe/courses/pols4255/pdf/week%2010%20Reif.pdf>
- SAHRC (South African Human Rights Commission) [2006] *10<sup>th</sup> Annual Reports*, [http://www.sahrc.org.za/home/21/files/Reports/Annual%20Reports/10th%20Annual%20Report%20Programme\\_Legal%20Services.pdf2005\\_2006.pdf](http://www.sahrc.org.za/home/21/files/Reports/Annual%20Reports/10th%20Annual%20Report%20Programme_Legal%20Services.pdf2005_2006.pdf)
- SAHRC (South African Human Rights Commission) [2009] *13<sup>th</sup> Annual Reports*, [http://www.sahrc.org.za/home/21/files/Reports/Annual%20Reports/13th%20Annual\\_report2008\\_2009.pdf](http://www.sahrc.org.za/home/21/files/Reports/Annual%20Reports/13th%20Annual_report2008_2009.pdf)
- SAHRC (South African Human Rights Commission) [2012a] *16<sup>th</sup> Annual Reports*, <http://www.sahrc.org.za/home/21/files/SAHRC%202012%2012%20Sept.pdf>
- SAHRC (South African Human Rights Commission) [2012b] *The Promotion of Access to Information Act(PAIA) Annual Report 2011/2012*, <http://www.sahrc.org.za/home/21/files/PAIA%20Annual%20Report%20201112.pdf>
- SAHRC (South Africa Human Rights Commission) [2013] *9th Section 184 (3) Report on Economic and Social Rights (2012-2013)*, <http://www.sahrc.org.za/home/21/files/Final%20S184%283%29%20Report%202012-2013.pdf>
- SAHRC (South African Human Rights Commission) [2015] *2015 Annual Reports*, <http://www.sahrc.org.za/home/21/files/SAHRC%20Annual%20Report%202015.pdf>
- The Institute for International Law & Human Rights [2009] *A Comparative look at Implementing Human Rights Commission Laws*, <http://www1.umn.edu/humanrts/research/Egypt/Implementing%20HR%20Commission%20Laws.pdf>

## 南アフリカ人権委員会

### 資料 2013年南アフリカ人権委員会法（2013年法律第40号）

#### 前文

1996年南アフリカ共和国憲法の附則 6 第20条により解釈された第118条(1)項(b)号および第184条は、1993年南アフリカ共和国憲法（1993年法律第200号）第115条により設置された南アフリカ人権委員会が、それに適用可能な法令により、ならびに委員会に一定の権限を付与するおよび一定の職務を割りあてるために引き続き機能することを定めていることから

および憲法は南アフリカ人権委員会が、次に掲げる事項を行わなければならないことを定めていることから

- 人権の尊重および人権文化を促進すること、
- 人権の保護、発展および実現を促進すること、
- 共和国における人権の遵守を監視および評価すること、ならびに
- 住居、健康管理、食糧、水、社会保障、教育および環境に関する権利章典における権利を実現するためにとった措置に関する情報を委員会に提供するよう、該当する国の機関に毎年要請すること、

ならびに憲法は南アフリカ人権委員会が、次に掲げる権限を有することを定めていることから

- 国の法令で規定するような、人権の遵守に関して調査および報告する、人権が侵害された場合に適切な救済を確保する措置をとること、研究を行うこと、および教育する権限を含む、その職務を遂行するために必要な権限を有する、ならびに
- 国の法令で規定する追加の権限および職務を有する、

したがって、南アフリカ共和国の国会は、次に掲げる事項を制定する

#### 定義

第1条 本法において、別段に定めることがない限り

「委員長」とは、第6条(1)項にいう委員会の委員長を意味する、

「最高執行責任者」とは、第19条(1)項にいう最高執行責任者を意味する、

「委員会」とは、憲法第118条(1)項(b)号および第184条にいう南アフリカ人権委員会を

意味する、

「委員」とは、第5条(1)項にいう委員を意味する、

「諮問委員会」とは、第11条に基づき設置される諮問委員会を意味する、

「憲法」とは、1996年南アフリカ共和国憲法を意味する、

「副委員長」とは、第6条(1)項にいう委員会の副委員長を意味する、

「人権」とは、憲法第2章に含まれる人権を意味する、

「調査」とは、第15条で予期される調査を意味する、

「職員」とは、最高執行責任者および第19条(3)項(a)号により指名されるいかなる者も意味する、

「大臣」とは、司法行政に責任を有する内閣の構成員を意味する、

「国の機関」とは、憲法第239条に定義される国の機関を意味する、

「敷地」とは、土地、いかなる建物もしくは建造物、またはいかなる車両、輸送機関、船舶、ボート、大型船、航空機もしくはコンテナを含む。

「私邸」とは、住居として使用されるいかなる建物もしくは建造物のいかなる部分または住居に付属するいかなる建物もしくは建造物もしくは屋外の生活区域のいかなる部分、および全体的にまたは主に、居住目的のために利用される建物もしくは建造物のいかなる部分も意味する、

「公共財産管理法」とは、1999年公共財産管理法（1999年法律第1号）を意味する、  
ならびに

「令状」とは、状況に応じて、第16条(5)項により出される、家宅搜索令状または立入検査および家宅搜索令状を意味する。

## 委員会の目的

第2条 委員会の目的は、次に掲げる事項である

- (a) 人権の尊重および人権文化を促進すること、
- (b) 人権の保護、発展および実現を促進すること、ならびに
- (c) 共和国における人権の遵守を監視および評価すること。

## 委員会の所在地

第3条 (1) 委員会の所在地は、ハウテン州でなければならない。

(2) 委員会は憲法、本法もしくは他のいかなる法律によっても授与されたまたは割り

## 南アフリカ人権委員会

あてられた権限および職務を行使することができるために必要であると考えられるような事務所を設置することができる。

### 独立性および中立性

#### 第4条 (1) 職員だけでなく委員も

(a) 中立的にかつ独立して仕え、良き信念を持ちおよび恐怖、選好、偏向もしくは偏見なしに彼もしくは彼女の権限および職務を行使または遂行し、ならびに憲法および法律にのみしたがわなければならない、

(b) 私益のためまたは他の者に適切ではない方法で便益を図るため、委員もしくは職員の地位もしくは特権を利用することはできない、

(c) 委員会の信頼、中立性、独立性または道徳的な健全性を傷つけるいかなる態度によっても行為することはできない。

(2) すべての国の機関は委員会の独立性、中立性および尊厳を保護するためならびにその目的を追求する上で、当然に要請されうるような援助を委員会に与えなければならない。

(3) いかなる国の機関およびいかなる国の機関の構成員もしくは公務員だけでなくその他のいかなる者も、委員会、いかなる委員、職員または第11条(1)項もしくは第19条(5)項に基づき任命される者に、該当するまたは彼もしくは彼女の権限および職務を行使もしくは遂行する上で干渉する、阻止する、もしくは妨害することはできない。

(4) いかなる委員もしくは職員も、彼もしくは彼女が公平で、偏向がなくおよび適切な方法で彼もしくは彼女の権限および職務を行使もしくは遂行することを妨げる金銭上もしくはその他の便益上の事項において、調査を行うまたはそれに関して援助することができない。

(5) いかなる委員もしくは職員も、(4)項で予期される便益を公開できない、およびそれに関して調査または援助することができず、他方で当該事項の調査が予期されるような便益をもつ場合、委員会は公平で、偏向のないおよび適切な調査を確保するために必要であると思われるような措置をとることができる。

(6) 透明性と説明責任のために、委員は、委員会により決められた彼または彼女の財政上の便益ならびにその他の便益を、委員会により決められた方法で、毎年公開しなければならない、その情報は一般の人びとがアクセスできるものでなければならない。

(7) (1)項(b)号または(4)項に違反するもしくは遵守することができない委員もしくは職



員は、違法行為の罪に問われる。

### 委員会の構成

第5条 (1) (a) 委員会は8人の委員でこれを構成し、次に掲げる要件を満たさなければならない

(i) 憲法第193条(1)項で予期されるような、南アフリカ市民および委員会の職務に就くための適切で十分な資質を有する者、

(ii) 人権の尊重および人権文化を促進することに関与した経歴を有する者、

(iii) 委員会の目的と関連する問題に関して適切な知識または経験を有する者、および

(iv) 憲法第193条(4)項および(5)項にしたがい大統領により任命される者。

(b) (a)号にしたがい、次に掲げる場合を除き、何人も委員に任命される資格を有する

(i) 国により任命される、または公務に就いている者およびその任命もしくは公務のために報酬を受け取る者、

(ii) 修復が困難な破産者、

(iii) 共和国の裁判所により健全な精神状態ではないと宣告された者、

(iv) 本条が効力を有して以後、共和国において、または、犯罪を構成する行為が共和国において犯罪だった場合には共和国の外部において、犯罪で有罪判決を宣告されるおよび罰金のない12月以上の懲役に処せられるいかなる者、ならびに

(v) 政党の党員もしくは職員、国民議会議員、全国州評議会の常任代表、州議会議員もしくは地方評議会議員である、またはそうした地位の候補者名簿に掲載されるいかなる者。

(2) (1)項にいう委員は、国民議会の指名に基づき、常勤もしくは非常勤の委員として該当者を任命することができる、およびその任命時に国民議会が決定することができる任期の間職務に就くことができるが、7年を超えることはできない。ただし、6人以上の委員は常勤として任命され、2人以内の委員が非常勤として任命されることを要件とする。

(3) 大統領は、常勤の委員に欠員が生じる場合、国民議会の指名に基づき、非常勤の委員をその職務の任期が満了するまでの間、常勤の委員として任命することができる。

(4) 委員としての任期が満了したいかなる者も、一度だけ該当者を再任することがで

## 南アフリカ人権委員会

きる。

(5) (a)特別な場合に国民議会が決議でより短い期間を許可することがない限り、委員は少なくとも3ヵ月前に文書で通知を国民議会に提出することにより、その職務を辞任することができる。

(b) 委員は、次に掲げる要件を満たす場合に、辞任したと見なされる

(i) 国民議会、全国州評議会、州議会もしくは地方評議会の議員候補者となることを受諾する場合、または

(ii) 政党の党員として選出もしくは任命される場合。

(c) 委員会は、必要であれば、次に掲げる要件を満たす委員に対して適切な措置をとらなければならない

(i) (a)号により通知を提出することができない者、または

(ii) そうした通知を提出するが、同号にいう定められた期限を守ることができない者

次に掲げる期間、もしあるとすれば、当該委員に支払われた報酬と手当を取り戻す目的のために適切な措置をとらなければならない

(aa) (i)の場合、彼または彼女の辞任が効力を有する日の直前に先立つ3ヵ月の間

(bb) (ii)の場合、(a)号にいう定められた期限よりも少ない期間。

(6) 委員は、憲法第194条(1)項および(2)項にしたがい職務から免職される。

(7) 大統領は、憲法第194条(3)項(a)号にしたがい委員を罷免することができる。

(8) 大統領は、憲法第194条(3)項(b)号にしたがい委員を罷免しなければならない。

### 委員会の委員長および副委員長

第6条 (1) 大統領は、国民議会の指名に基づき、委員会の委員長および副委員長をそれぞれ任命しなければならない。

(2) 委員長が欠席するもしくはいかなる理由にせよ委員長に与えられた権限および職務を行使もしくは遂行することができない場合にはいつでも、または委員長が欠員となる場合にはいつでも、副委員長は委員長のすべての権限を行使することができるおよびすべての職務を遂行しなければならない。

(3) (a) 委員長および副委員長のいずれもが欠席するもしくはいかなる理由にせよ委員長に与えられた権限および職務を行使もしくは遂行することができない場合にはいつでも、または委員長が欠員となる場合にはいつでも、もしくはいずれの公職も欠員とな

る場合にはいつでも、残りの委員はその中から委員長の代行を選出しなければならない。

(b) (a)号の規定により委員会の委員長を代行するいかなる委員も、代行の期間中、委員長のすべての権限を行使することができる、および代行の期間中、委員長のすべての職務を遂行しなければならない。

#### 委員長、副委員長および委員の権限ならびに職務

第7条 (1) 委員長は、委員会、本法もしくはその他の法律により彼もしくは彼女に付与されるまたは割りあてられるすべての権限および職務を与えられる。

(2) 副委員長およびその他のいかなる委員も、委員会により彼もしくは彼女に割りあてられるまたは委員長により彼もしくは彼女に委任されるすべての権限ならびに職務を与えられる。

(3) 委員長は、委員会、本法もしくはその他の法律により彼もしくは彼女に付与されるまたは割りあてられる権限を行使するおよび職務を遂行する目的のため、委員会に説明する責任がある。

(4) 副委員長およびその他のいかなる委員も

(i) 委員会により彼もしくは彼女に付与されるまたは割りあてられる権限を行使するおよび職務を遂行するため、委員会に説明する責任がある、ならびに

(ii) 委員長により彼もしくは彼女に委任される権限を行使するおよび職務を遂行するため、委員長に説明する責任がある。

(5) 委員長は、公共財産管理法の適用上、委員会の執行責任者である。

#### 委員会の欠員

第8条 (1) 委員会の欠員は、次に掲げる場合に生じる

(a) 委員の任期が満了する場合、

(b) 委員が死亡する場合、

(c) 委員が、憲法第194条にしたがい免職される場合、

(d) 第5条(5)項(a)号にしたがい提出されるまたは第5条(5)項(b)号で予期されるような、委員の辞任が効力を有する場合。

(2) 委員会の欠員は、委員会の手続きまたは決定の妥当性に影響を与えない。

(3) (a) 委員会は、欠員が生じた場合には直ちに、当該欠員について国民議会に文書で伝えなければならない。

## 南アフリカ人権委員会

(b) 委員会の欠員は、国民議会が当該欠員を確認した後でできる限りすみやかに、憲法第193条(4)項および(5)項にしたがい、これを補充しなければならない。

### 委員の報酬および手当

第9条 (1) 常勤および非常勤委員の報酬、手当ならびにその他の職務の任期および要件および年金給付は、内閣および財務大臣と協議した上で、大統領によりこれを決定する。

(2) 委員の報酬は、その職務を継続している期間に、これを減額することはできず、手当ならびにその他の職務の任期および要件および年金給付も不利益となる方法でこれを変更することはできない。

(3) 非常勤委員は、委員会の認可により、追加の職務を遂行するいかなる期間においても、内閣および財務大臣と協議した上で、大統領により決定されうるような追加の報酬が支払われる。

### 委員会の会議

第10条 (1) 委員会の会議は、委員会により決定される時間および場所でこれを開催しなければならない。委員長が欠席する場合、最高執行責任者が委員会の会議を招集しなければならない。

(2) 委員長が委員会の会議に欠席する場合、副委員長が委員長を代行する、ならびに委員長および副委員長のいずれもが委員会の会議に欠席する場合、出席する委員はその中から会議を主宰するひとりの委員を選出しなければならない。

(3) 委員会のいかなる会議の定足数も、委員総数の過半数である。

(4) 会議に出席する委員の多数決が委員会の決定である、およびいかなる事項に関しても可否同数である場合には、主宰する委員が彼または彼女の熟議を重ねた投票を追加することによる裁決権を有する。

(5) 委員会は、次に掲げる事項を行わなければならない

(a) 自らの手続き事項を決定すること、その場合に透明性、公開性および市民の参加に正当な注意が払われなければならないことを要件とする、ならびに

(b) その議事進行を保管するために議事録を記録すること。

(6) 委員会は、(5)項(a)号により決定した手続きの詳細を、官報で通知することにより、随時知らせることができる。

### 委員会内の諮問委員会

第11条 (1) 委員会は、委員会により指名されたひとりもしくはそれ以上の委員からなるならびに、もしあるとすれば、その目的のためおよび諮問委員会が設置される事項に関して、委員会に助言する、または勧告するために、委員会により決定された期間に任命することができるひとりもしくはそれ以上の他の者からなるひとつもしくはそれ以上の諮問委員会を設置することができる。

(2) 委員会は、(1)項に基づき委員会により決定された任期を延長する、または(1)項にいう期間にその任命を撤回することができる。

(3) 委員会は、いかなる諮問委員会に対しても、委員でなければならない議長および、必要であると判断する場合には、委員でなければならない副議長を指名しなければならない。

(4) 委員会の命令にしたがい、諮問委員会は

(a) 委員会が付与することができるような委員会の権限を行使することができる、および

(b) 委員会が割りあてることができるような委員会の職務を遂行しなければならない、

ならびに当該権限を行使するおよび当該職務を遂行する間に、委員会が命令できるような手続きにしたがわなければならない。

(5) (4)項により割りあてられる職務の遂行に関して、諮問委員会は、もしあるとすれば、委員会により検討されるための勧告を含む、報告書を提出しなければならない。

(6) 委員会は、いかなる諮問委員会も随時解散することができる。

### 権限の付与および職務の割りあて

第12条 (1) 委員会は、次に掲げる者に対して、そのいかなる権限の行使も付与する、またはそのいかなる職務の遂行も割りあてることができる

(a) 委員、

(b) 職員、または

(c) 委員会の諮問委員会。

(2) (1)項における付与または割りあては、

(a) 委員会が課すことができるような要件および命令にしたがう、ならびに

(b) 委員会から権限の行使または職務の遂行に対する責任を奪うことはない。

## 南アフリカ人権委員会

(3) 委員会は、本条における付与および割りあての結果としてとられたいかなる決定も確定する、変更するまたは取り消すことができるが、決定の変更もしくは取り消しにより、決定の結果として生じたいかなる権利も損なわれえない。

### 委員会の権限および職務

第13条 (1) 憲法第184条(1)項, (2)項および(3)項, 本法もしくはその他のいかなる法律により付与されるまたは割りあてられるいかなる権限および職務に加えて、ならびにその目的を実現するために、

(a) 委員会は、次に掲げる事項を行う権限および義務を有する

(i) 憲法および法律の範囲内において人権を促進する革新的な措置と同時に、そうした権利をさらに遵守する適切な措置のための的確な活動を検討する場合に、すべての段階の政府における国の機関に勧告すること、

(ii) その職務を遂行する上でおよび委員会の目的を促進するために的確であると委員会が考えるような人権に関する報告のためのまたは人権と関連する研究を行うこと、および

(iii) 人権と関連して国の機関によりとられた立法上または行政上の措置に関する情報を提供するよういかなる当該機関にも要請すること、ならびに

(b) 委員会は、

(i) 憲法第2章および本法ならびに委員会の役割および活動についての理解および意識の向上を醸成するため、情報および教育プログラムを開発、実施または管理しなければならない、

(ii) 共通の政策および実践を醸成するためならびに管轄権が重なる場合または他の適切な事例における苦情申立ての管理に関して協働することを促進するため、委員会と類似する目的をもつ制度、組織もしくは機関とできる限り緊密な交流を維持しなければならない、

(iii) 委員会の目的を促進するため、人権の尊重を積極的に促進するいかなる組織ならびに他の市民社会部門とも交流および対話しなければならない、

(iv) いかなる提供者からの情報も受け取ることができるような人権の尊重を促進することに関する勧告、提案および要望を検討することができる、

(v) 人権と関連する政府の政策を審査しなければならない、および勧告することができる、

(vi) 委員会の目的と関連する国際および地域協定および条約、国際および地域規約ならびに国際および地域憲章の実施、および遵守を監視しなければならない、

(vii) 委員会の目的と関連するそうしたいかなる協定、条約、規約または憲章に関しても、国民議会に報告書を準備および提出しなければならない、ならびに

(viii) 大統領により委員会に付託されうるような人権に関する研究を行うまたは完遂させなければならない、および委員会は第18条(1)項にいう報告書の中に、各研究の成果を示す報告書を委員会が適切であると考ええるようなそれと関連する勧告とともに含めなければならない。

(2) (a) 委員会は国会またはその他のいかなる議会に対しても、人権の尊重および人権文化を促進する新しい法令の採択について勧告することができる。

(b) 委員会は、提案された法令が憲法第2章または南アフリカの法律の一部を構成する国際人権法規範もしくはその他の該当する国際規範と抵触すると考える場合、その事実を当該議会に直ちに報告しなければならない。

(3) 委員会は、次に掲げる事項を行う権限を有する

(a) 自らの提案もしくは苦情申立ての受理に基づき、いかなる人権侵害も調査すること、および調査の後、委員会が申し立てられた苦情の内容に実体があると考えer場合には、できる限り、救済措置を確保するために苦情申立人およびそれに関して不利益を受けたその他の者を支援しなければならない、ならびにそれを行うために必要であれば、委員会は必要な救済措置のために調整するもしくは当該裁判所に手続きをとらせるための財政的支援を提供することができる、または苦情申立人を適切なフォーラムに向くよう指示することができる、ならびに

(b) 自らの名に基づき、または人もしくは人の集団もしくは階級のために、該当する裁判所もしくは審判所で訴訟手続きを取ること。

(4) すべての国の機関は、委員会にその権限を効果的に行使するまたはその職務を遂行するために適切に要請されうるような援助を与えなければならない。

#### 委員会による調停、和解または交渉

第14条 委員会は調停、和解または交渉の行為により、次に掲げる事項を行うことができる

いかなる人権に対する侵害もしくは脅威にも由来するもしくはそれらを構成する

(a) いかなる紛争も解決すること、または

## 南アフリカ人権委員会

(b) いかなる作為もしくは不作為も是正すること。

### 委員会による調査

第15条 (1) 第13条(3)項の規定にしたがい、委員会は、その権限の行使およびその職務の遂行を可能にするため、次に掲げる事項を行うことができる、

(a) その目的のために必要ないかなる調査も行うまたは完遂させること、

(b) 委員、もしくは委員により正式に権限を与えられたいかなる職員をも通じて、いかなる調査とも関連して正当に必要でありうるような詳細および情報をいかなる者からも要請すること、

(c) 調査と関連して、職員もしくは保安官により処理されおよび届けられた、委員の手で書かれた通知により、当該通知で特定された時間および場所に出頭するよう、ならびにいかなる該当者が所有もしくは保管または占有するおよびその調査と関連して必要なすべての記事もしくは書類を提示するよう、いかなる者にも要請すること。その場合、当該通知は該当者がなぜ出頭する必要があるのかおよび該当する記事もしくは書類がなぜ提出される必要があるのかという理由を含んでいなければならないことを要件とする、ならびに

(d) 委員を通じて、(c)号にいういかなる者、または同項にいう場所に出頭するいかなる者からも、該当者が同号で出頭することを要請されるか否かにかかわらず、宣誓をさせるもしくは確約をとる、およびその調査と関連して必要とされうるいかなる事項に関しても宣誓もしくは確約に基づき彼もしくは彼女を尋問すること。

(2) (a) (1)項に基づき尋問されるいかなる者も、(b)号ならびに(3)項および(4)項の規定にしたがい、次に掲げる事項を行わなければならない、

(i) 委員会の調査と関連するいかなる事実または事項に関しても、彼もしくは彼女に対してなされたすべての尋問に応答する資格がある、および応答することを強いられる。ならびに

(ii) 当該調査と関連して必要でありうる彼もしくは彼女が所有もしくは保管する、または彼もしくは彼女が占有するいかなる記事もしくは書類も、委員会に提示することを強いられる。

(b) 次に掲げる場合にのみ、(a)号にいう者は尋問に答える資格を有するおよび答えることを強いられる、または同号で予期されるいかなる記事もしくは書類も提示することを強いられる



- (i) 委員会は、当該検察庁の長と協議をした上で、その趣旨で命令を出す場合、
- (ii) 該当者から当該情報の提供を要請することが自由および平等に基づく、開かれたおよび民主的な社会において適切で、必要なおよび正当であることを委員会が確信する場合、
- (iii) 委員会の判断において、彼もしくは彼女の黙秘権に基づき、該当者が尋問に答えることまたはいかなる記事もしくは書類も提示することを拒否したもしくは拒否しそうである場合。

(3) (a) 入手された罪を暗示する応答もしくは情報または(1)項による尋問に直接もしくは間接に由来する罪を暗示する証拠は、該当者が偽証罪もしくは本法第22条(b)項もしくは1955年刑事訴訟法(1955年法律第56号)第319条(3)項で予期される罪で裁判にかけられる刑事訴訟行為を除き、裁判所における刑事訴訟行為にかかわる者に対して、またはいかなる法律によりもしくはそれに基づき設置されるいかなる組織もしくは制度においても、証拠として認めることはできない。

(b) (2)項(a)号(i)の規定にしたがい、裁判所において刑事事件で証言するために召喚される証人に適用することができるような特権に関する法律は、(1)項における該当者への尋問に関して適用する。

(4) (1)項(c)号および(d)号の規定により委員会に出頭するいかなる者も、そうした調査において法廷代理人により支援されうる、ならびに(1)項(c)号にいう書類または他の当該書類に丹念に目を通す資格を有する。

(5) 調査の期間中、委員会はいかなる者も調査されている事項に関係すると思える場合、委員会は、該当者に証拠を与えるもしくは提案することを通じて、それと関連する聴聞の機会を与えなければならない、ならびに該当者または彼もしくは彼女の法廷代理人は、委員会を通じて、本条により委員会に出頭した、委員会により決定された、その他の証人に尋問する資格を有する。

(6) 本法の規定にしたがい、調査を行うさいにしたがうべき手続きは、各事例の事情を十分に考慮して委員会によりこれを決定しなければならない。

(7) 委員会は、(6)項により決定された手続きの詳細を人びとに広く知らせなければならない。

(8) 司法上の利益を有するまたはいかなる者にも危害を加えることが別な方法によって確実である場合、委員会もしくは委員は、いかなる者もしくはある範疇の者または出席することが好ましくないすべての者が、調査もしくはそのいかなる部分の期間中にも

## 南アフリカ人権委員会

委員会に出頭することができないよう命令することができる。

(9) いかなる法律にも相反するものが含まれているにもかかわらず、委員会が別段の決定をしない限り、何人も他のいかなる者に対しても委員もしくは職員が所有するいかなる書類の内容または調査の期間に委員会に提出された証拠の記録を開示することはできない。

### 敷地の立入および捜索ならびに記事の差押および削除

第16条 (1) いかなる委員、または委員により当該権限を与えられたいかなる職員もしくは警察官も、本条の規定にしたがい、第13条にいう権限を行使するおよび職務を遂行する、もしくは調査を行う目的のために、該当者が調査と関連するもしくは容疑をかけられている、いかなる者も捜索するもしくはいかなる敷地にも立入るおよび捜索することができる。

(2) 本条に基づきいかなる者または敷地への立入および捜索も、次に掲げる事項に対する人の権利を保護することを含む、作法および命令を厳格に配慮することにより行われなければならない、

- (a) 彼または彼女の尊厳の尊重および保護、
- (b) 自由および安全、ならびに
- (c) 彼または彼女のプライバシー。

(3) (1)項で予期される委員もしくは職員または警察官は、本条の規定にしたがい、次に掲げる事項を行うことができる、

- (a) 同項にいう者または敷地を検査および捜索すること、ならびにそこにおいて彼もしくは彼女が必要だと思うような調査を行うこと、
- (b) 該当する者もしくは敷地に関してまたはそこにおいて発見されたいかなる記事もしくは書類も調査すること、
- (c) 該当する記事もしくは書類に関する情報を、敷地の所有者もしくは占有者からまたは該当する記事もしくは書類を所有する、もしくは必要な情報を持つことが適切に期待されるいかなる者からも、要請すること、
- (d) 該当する者もしくは敷地に関してまたはそこにおいて発見されたいかなる書物もしくは書類からも複写するもしくは引用すること、
- (e) 彼または彼女が必要な情報を持つのではないかと疑ういかなる者からも、該当する記事または書類に関する説明を要請すること、

(f) 当該調査に関係があると彼もしくは彼女が考える者もしくは敷地に関してまたは敷地におけるいかなるものも差し押えること、

(g) 彼もしくは彼女が、受理した問題に対して、さらなる調査もしくは安全な保管のために、(f)号で予期されるいかなるものも保存したい場合には、該当する者もしくは敷地から該当するものを削除すること。その場合、削除されたいかなる記事も、その削除を行う目的が達成された後できる限りすみやかにこれを復元しなければならないことを要件とする。さらに、受領書が発行されるときにそれを受理するために出頭する者がいない場合、それは敷地の目立った場所に張り付けられなければならないことを要件とする。

(4) (3)項(a)号、(c)号および(e)号により情報の提供を要請されるいかなる者も、法廷代理人により当該調査において援助されうる、ならびに当該調査が始まるときに当該情報が伝えられなければならない。

(5) (a) 治安判事もしくは高等裁判所裁判官は、宣誓に基づく情報から、当該調査に関連がある、いかなる記事もしくは書類が、該当する治安判事もしくは裁判官の管轄権内にあるいかなる者の所有物でもあるもしくは統制下にもある、またはいかなる敷地に関するもしくはそこに存在するものであると信じるための妥当な根拠がある、ならびに他のいかなる方法によっても適切に入手することができないと思える場合、該当する治安判事もしくは裁判官により出された家宅搜索令状もしくは立入検査および家宅搜索令状によってのみ、(1)項にいう者は搜索されうる、または同項にいう敷地は立入りおよび搜索されうる。

(b) 治安判事もしくは高等裁判所裁判官は、宣誓に基づく情報から、当該調査に関連がある、いかなる記事もしくは書類が、該当する治安判事もしくは裁判官の管轄権内にあるいかなる者の所有物でもあるもしくは統制下にもある、またはいかなる敷地に関するもしくはそこに存在するものであると信じるための妥当な根拠があると思える場合、(3)項にいう職務は、該当する治安判事もしくは裁判官により出された令状によってのみ遂行されうる。

(c) 令状は、(3)項にいう職務を遂行するために、いかなる委員もしくは職員または警察官にも権限を与えなければならない、ならびにそのためにも該当者に令状で確定したいかなる者も搜索するもしくはいかなる敷地にも立入るおよび搜索する権限を与えなければならない。

(d) 文書で令状を出す者が、状況が適切であるときには夜までに、その執行を認可

## 南アフリカ人権委員会

しない限り、令状はその日のうちにこれを執行しなければならない。

(e) 令状は、いかなる日にもこれを出すことができる、および次に掲げるときまで効力を有する

(i) それが執行される、もしくは

(ii) それを出した者もしくは、その者が利用できない場合には、同じような権限を有するいかなる者によっても取り消される、もしくは

(iii) それが出された日から1ヵ月の有効期限、または

(iv) 令状を出す目的が失効する、

それらのいずれかが最初に生じたとき。

(f) 同条に基づき令状を執行する者は、その執行を開始するときに、令状にいう者または敷地の所有者もしくは占有者に、該当事者が出頭する場合、令状の複写を手渡さなければならない。該当事者が出頭しない場合、彼または彼女は敷地の目立ったおよび目に見える場所に令状の複写を張り付けなければならないことを要件とする。

(g) 本条にいう令状または(6)項に基づき立入検査もしくは家宅搜索を執行する者は、その執行を開始するときに、彼自身もしくは彼女自身の身元を明らかにしなければならない、および該当事者が本条に基づき令状を執行するための権限を要請する場合、当該権限の詳細も提供されなければならない。

(6) (2)項、(4)項、(5)項(g)号、(7)項および(8)項の規定にしたがい、いかなる委員、または委員により要請されるいかなる職員もしくは警察官も、次に掲げる場合、必要であれば、いかなる記事もしくは書類も差し押えるおよび削除するために、私邸を除き、令状なしに、いかなる敷地にも立入および搜索を行うことができる

(a) 記事もしくは書類の差押および削除のために立入および搜索に同意することができる者が、該当する立入、搜索、記事もしくは書類の差押および削除に同意する場合、または

(b) 彼もしくは彼女が、妥当な根拠に基づき、次に掲げる事項を信じる場合

(i) 彼もしくは彼女が当該令状を申請する場合に、令状が彼もしくは彼女に出されること、および

(ii) 当該令状を取得するさいに生じる時間の遅れにより、立入と搜索を目的とする行為を無効にすること。

(7) (6)項による立入および搜索は、夜までにそれを執行することが正当ならびに必要でない限り、その日のうちにこれを執行しなければならない。

(8) 本条に基づきいかなる敷地にも合法的に立入るおよび搜索することができる者は、当該敷地のいかなる扉や窓も破壊することを含む、敷地への立入と搜索に対するいかなる抵抗も乗り越えるため、適度に必要とされうる力を利用することができる。ただし、該当者は最初に聞こえるような声を出して敷地に立入る許可を要求する、ならびに彼または彼女が当該敷地に立入るおよび搜索する目的を知らせなければならないことを要件とする。

(9) (5)項による令状もしくは(6)項による搜索を執行する間、ある者が、該当する者または敷地に関してもしくはそこにおいて発見された記事もしくは書類が特権を付与された情報を含む、および該当する記事もしくは書類の検証もしくは差止めを拒否することを要求する場合、令状もしくは搜索を執行する者は、記事もしくは書類が調査と関連する情報を含むおよび当該情報が調査のために必要であると彼もしくは彼女が考える場合、裁判所は当該情報に特権が付与されているか否かという疑問に関して規則を定めるまで、安全に保管するために該当する記事もしくは書類を差止めるおよび削除するよう、管轄権または彼もしくは彼女の代理人を有する高等裁判所の書記官に要請しなければならない。

### 経費のための補償金

第17条 第15条(1)項(c)号により委員会に出頭する、公務員ではないいかなる者も、そうした目的のための法律により充当される対価から、当該通知文書にいう場所で開催される高等裁判所における刑事訴訟に参加するため召喚された場合に証言料として受け取るものと同等の対価を、証言料として受け取る資格を有する。

### 委員会による報告

第18条 (1) 委員会は、該当する活動、職務の遂行および目的の達成に関して、少なくとも毎年1回、国民議会に報告しなければならない。

(2) (1)項で予期される報告に加えて、委員会は、できるだけすみやかに、委員会により遂行もしくは実施された職務および重大な調査において発見された事項に関する報告書を国民議会に提出しなければならない。ただし、委員会は必要であると判断する場合には、いつでも国民議会に報告書を提出することができることを要件とする。

(3) 委員会は、(5)項の規定にしたがい、適当であると考える方法で、文書により、いかなる者、組織もしくは制度の長、またはいかなる国もしくは州の部局の執行機関に対

## 南アフリカ人権委員会

しても、委員会により調査された事項に関するいかなる発見、見解もしくは勧告も知らせることができる。

(4) 委員会が、該当する組織もしくは制度またはいかなる国もしくは州の部局の執行機関の長に、調査された事項に関するいかなる発見および勧告も知らせる場合、該当する組織もしくは制度またはいかなる国もしくは州の部局の執行機関の長は、そうした発見もしくは勧告を知った後60日以内に、委員会に対して文書で応答しなければならない、彼もしくは彼女の組織、制度または部局が、そうした発見もしくは勧告を実施するためにいかなる措置をとろうとしているのか否かについて、そうした措置が要請される場合には、示さなければならない。

(5) 委員会の調査による発見は、委員会がそれを適切であると考えるときにはできるだけすみやかに、苦情申立人およびその関係者がこれを利用できるようにしなければならない。

### 委員会の職員

第19条 (1) 委員会は、その財政上、執行上および事務上の職務の遂行において委員会を援助するため、最高執行責任者として適切な資質および経験を有する者を任命しなければならない。

(2) 最高執行責任者は

- (a) 委員会が決定することができるような任期および要件を指定される、ならびに報酬、手当およびその他の給付を受け取る、および
- (b) 任命の受理に関して委員会と職務契約を結ばなければならない。

(3) 最高執行責任者は

- (a) 委員会の認可および(4)項の規定にしたがい、委員会による職務の遂行に付随する仕事とともに、彼もしくは彼女を援助するため当然に必要とされうるような職員を任命しなければならない、
- (b) 委員会の執行責任者である、
- (c) 次に掲げる事項に責任を有する、
  - (i) 委員会の問題および活動の管理、
  - (ii) 効率的な運営の形成および開発、
  - (iii) (a)号により任命されるすべての職員および(5)項で予期されるすべての者の組織化および管理、ならびにそれをめぐる運営上の統制、

(iv) 職員に関する規律の維持,

(v) 委員会の決定を実行すること, ならびにそれらの目的に対して委員会に説明することおよび委員会により要請されるたびごとに委員会にそれらを報告しなければならないこと, ならびに

(d) 委員会の目的を達成するため, 委員会が彼もしくは彼女に随時付与するまたは割りあてることができる, ならびにそれらの目的のために委員会に説明する責任のある, 権限を行使および職務を遂行することができる。

(4) (3)項で予期されるその他の職務は, 最高執行責任者が, 委員会の認可にしたがひ, 決定することができるような任期および要件に関して指定され, ならびに報酬, 手当およびその他の給付を受け取る。

(5) 委員会は, 憲法, 本法もしくは特定の計画に向けたその他のいかなる法律によるもしくは基づく, その権限の行使もしくはその職務の遂行において, 委員会の仕事に関連するいかなる事項の技術的もしくは特別な知識を有する者の公務に対して契約を結ぶことができる, ならびにそうした者の移動, 生計およびその他の費用を含む, 報酬を決定することができる。

(6) 職員は, 次に掲げる要件を満たす, 彼もしくは彼女の権限を行使および彼もしくは彼女の職務を遂行しなければならない

(a) 本法またはその他のいかなる法律によりもしくは基づき, 彼もしくは彼女に付与される,

(b) 委員会もしくは最高執行責任者により彼もしくは彼女に付与されるまたは割りあてられる, 場合によっては, 委員会が彼もしくは彼女に随時出すことができる一般的または特定の命令および指示にしたがう。

## 説明責任

第20条 最高執行責任者は, 公共財産管理法第36条にしたがひ, 委員会の監査役である, および同法にいう責任を負う。

## 委員会に対する法手続き

第21条 (1) 委員会は法人である。

(2) 1957年国家責任法(1957年法律第20号)は, 委員会に関して, 必要な変更を加えて適用する, およびそうした適用において同法にいう「当該省庁の大臣」は, 委員長を

## 南アフリカ人権委員会

指すものとしてこれを構成しなければならない。

- (3) 次に掲げるいかなる者も
  - (a) 委員,
  - (b) 職員,
  - (c) 第19条(5)項で予期される者, または
  - (d) 委員ではない, 諮問委員会の構成員

良き信念でなされたおよび表現された, ならびに国民議会に提出された, または本法により知らされた, いかなる報告, 発見, 見解もしくは勧告において反映されるいかなることに関しても責任を有しない。

### 犯罪および刑罰

第22条 次の要件を満たす者は,

- (a) 第15条(1)項(c)号に基づき, 正当な理由なく通知を遵守することを拒否するもしくは損ねる, または第15条(1)項(d)号により, 委員会が要請する宣誓もしくは確約を拒否する, もしくは第15条(1)項(d)号に基づき, 彼もしくは彼女になされた尋問に応答することを拒否する, もしくは同条に基づき, 彼もしくは彼女から要請される詳細もしくは情報を提供することを拒否するもしくは損ねる,
- (b) 第15条(1)項(d)号で予期される宣誓が行われるもしくは確約がなされた後, 証拠が偽りであることを知りながらまたはそれが真実であることを知らないもしくは信じていないにもかかわらず, いかなる事項に関しても委員会に偽りの証拠を提出する,
- (c) 調査が行われている場所において, いかなる方法によっても, 調査の手続きを故意に中断する, または彼自身もしくは彼女自身が不法に振る舞う,
- (d) いかなる調査にも関連して, そうした調査が裁判所における手続きである場合に, 法廷侮辱罪を構成するであろういかなることも行う,
- (e) その手続きまたは発見に影響を与えるために計算された方法で, 委員会のいかなる発見をも先取りする,
- (f) いかなる事項に関しても委員会に影響を与えるため十分に計算されていない, または調査と関連して委員会により熟考されるべきいかなることも行う,
- (g) 第4条(3)号または第15条(9)号の規定に違反する,
- (h) 第4条(2)号または第13条(4)号にいう必要な援助を委員会に与え損ねる,
- (i) 令状の権限と矛盾する行為を行うまたは, 第16条に基づきそれに権限を与えら



れることなく、いかなる敷地にも立入るもしくは搜索するもしくはいかなる記事もしくは書類を差し押える、もしくは第16条(3)項で予期されるいかなる行為も遂行する、犯罪の責任があるおよび罰金または6月を越えない刑事施設収容の有罪判決を受けなければならない。

## 規 則

第23条 (1) 内閣は、委員会が勧告した後、次に掲げる職員と関連する事項に関して規則を定めることができる、

(a) (i) 解雇および懲戒措置のために必要な要件、ならびに

(ii) 評価の手続きおよび方法ならびに基準、ならびに昇進のための要件または必要な条件、

(b) 権限、義務、行為および規律、

(c) 委員会の設置に基づく地位の創設、

(d) 訓練のための財政的援助を含む、職員の訓練、

(e) 職員により編集される行為規範、

(f) 第21条にしたがい、本法もしくはその他の法律によりなされるいかなる行為に関するいかなる職員の法的責任および公用交通機関の利用から発する法的責任、

(g) 職員が職権乱用の罪である、もしくは持続する健康の悪化で苦しんでいる、または彼もしくは彼女の職務上の義務を能率的に遂行することができないと発見される事情ならびに要件および方法、

(h) 職員の苦情および不平を処理する手続き、ならびに当該職員の要請および情報が提出されなければならない方法および時またはその期間および相手、

(i) 特定の年金基金の会員もしくは会員の要件およびその保険料、ならびにそうした年金基金に関する職員またはその扶養家族の権利、特権および責務、

(j) 特定の医療扶助組織もしくは医療扶助組合の会員もしくは会員の要件、ならびに医療扶助組織もしくは医療扶助組合に対する、職員もしくはその扶養家族によりもしくは関して、支払うべきもしくは負うべき会費およびその他の費用が、当該職員の給与から取り戻され、および該当する医療扶助組織もしくは医療扶助組合に支払われる方法および要件、

(k) 該当する医療扶助組織もしくは医療扶助組合への保険料ならびにそれらに関する職員またはその扶養家族の権利、特権および責務、

## 南アフリカ人権委員会

(1) 一般的に、職員の公務の任期および要件の規則に関する事項を除く、憲法または本法と抵触しない、ならびに大臣が能率的な運営を実現するために定めることが当然必要であるもしくは都合がよいと考えるいかなる事項。

(2) 本条に基づき作成される規則は、

(a) 国の予算と関連して、財務大臣と協議した上でこれを作成しなければならない、および

(b) 官報でこれを公表した後、国民議会に提出しなければならない。

### 法律の廃止および移行期の調整

第24条 (1) 1994年南アフリカ人権委員会法（1994年法律第54号）は、本法により廃止される。

(2) 本法の施行後直ちに、常設の南アフリカ人権委員会に地位を任命もしくは追加された、または1994年南アフリカ人権委員会法により別な方法で処理されるいかなる者も、本法の対応する規定に基づき任命もしくは処理されたものとする。

(3) 作成されたいかなる規則もしくは出された命令もしくはとられたその他の行政措置もしくは結ばれたいかなる契約もしくは負うことになった責務を含む、1994年南アフリカ人権委員会法に基づきなされた、本法に基づきなすことができた、および本法の施行後直ちに有効となったいかなることも、本法に基づき修正、撤回もしくは廃止されるまで、場合によっては、本法に基づきなされた、出された、結ばれたもしくは負うことになったものとする。

(4) いかなる法律にいう1994年南アフリカ人権委員会法も、他に別段の定めがない限りまたは明らかに不適切である場合には、本法、場合によっては、それらに対応する規定を指し示すものとしてこれを構成しなければならない。

### 略称および施行

第25条 本法は2013年南アフリカ人権委員会法と呼ばれる、および官報で大統領による公布が確定された日からこれを施行する。